

# 2019 履修ガイド

生活科学科  
文科

この「履修ガイド」は、入学から卒業までの履修についての規定や卒業要件など学修を進めていくうえで指針となるべき事項を集約したものです。

履修計画や諸手続きについては、オリエンテーションで詳しく説明しますが、「履修ガイド」を機会あるごとに参照し、十分に活用してください。わからないことがある場合には、アカデミックアドバイザーに指導を受けたり、教務課に相談してください。

「履修ガイド」は入学時にのみ配付します。卒業するまで紛失しないようにしてください。

紛失した場合は、再配付しません。また、内容の一部が変更される場合にはオリエンテーション時の説明、追補録の配付または kyonet でお知らせいたします。

なお、各年度の授業内容については、kyonet 上の共立シラバスで確認してください。

I  
履修要項

生活科学科

文科

共  
通  
期  
大  
学  
座

II  
共  
通  
学  
科

III  
諸  
規  
程  
等

IV  
伝  
達  
他

# 2019履修ガイド

(生活科学科・文科)

共立女子短期大学

# 目次

本学のおゆみ	4
本学の組織	6

## I. 履修要項

### ■生活科学科

1. 学科の概要	7
2. カリキュラムの全体像	8
3. 教養教育科目【全学共通】	9
4. 専門教育科目	14
5. 卒業の要件	17
6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	18
7. チャレンジ・ゼミナール	23
8. 卒業ゼミナール	23
9. 卒業研究・卒業制作	23
10. インターンシップ制度について	23
11. 諸資格	
・フードスペシャリスト、専門フードスペシャリスト	24
・食品衛生責任者	25

### ■文科

1. 学科の概要	26
2. 教養教育科目【全学共通】	28
3. 専門教育科目	33
4. 卒業の要件	33
5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	34

■短期大学共通講座	41
-----------	----

## II. 全学科に共通する事項

1. 学籍について	47
2. 学生証	47
3. 学籍異動（休学・復学・退学・除籍・再入学）	48
4. 学費	48
5. 単位および授業期間	49
6. 授業	50
7. 履修登録	53
8. 既修得単位の認定	55
9. 試験	55
10. 進級	59
11. 海外留学・研修	60
12. 科目等履修	62
13. 編入学	62
14. 履修に関するQ & A	63

## III. 諸規程等

1. 共立女子短期大学学則	66
2. 共立女子短期大学学位規程	76
3. 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程	77
4. 生活科学科再評価試験に関する内規	79
5. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程	79
6. 共立女子大学・短期大学留学規程	80
7. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程	83
8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程	85

IV. 伝達 他	87
----------	----

## 本学のあゆみ

本学の歴史は、女子教育が黎明期を迎えたばかりの明治 19 年に「女子の社会的地位を高めるには、専門の職業を身につけ、自活の能力を得させなければならない」と、宮川保全、鳩山春子ら女子教育の先覚者 34 名が、共同で「共立女子職業学校」を創立した時にさかのぼる。「共立」という校名は、この共同の設立に由来する。

そこでは、専門の職業活動に必要な学術技能を教育することが中心となったが、同時に、女子が自立するために必要な教養を習得させることがめざされたのである。したがって、本学建学の精神は、女性の社会的地位向上のための、自活の能力の習得と自立した女性として必要な教養の習得であったといえる。やがてこの建学の精神から「誠実・勤勉・友愛」の三つの徳目が生まれ育ち、本学の伝統的精神のよりどころとなった。昭和 3 年、「共立女子専門学校」が設立されたが、そこでもこの建学の精神は受け継がれ、社会に多大な貢献をした。

第二次世界大戦の激動期を経て、日本は世界の平和と人類の福祉のため、文化国家建設に全力を注ぐことになった。教育面では学制改革が行なわれ、それを機に、本学においては、昭和 24 年、家庭生活についての実際的な専門的知識と社会人としての広い視野とをもつ人間の育成をめざして、「共立女子大学家政学部」を発足させた。さらに 28 年には、文学と芸術の世界を広く深く理解できる人間の育成をめざして、大学に「文芸学部」を開設した。平成 2 年には、日本社会の国際化に対応し、豊かな国際感覚をもち、国際化した社会で積極的に活躍できる人間の育成をめざして、「国際文化学部」を八王子キャンパスに開設。19 年度からは、家政学部に新たに「児童学科」を開設し「生活美術学科」を「建築・デザイン学科」とし、文芸学部は従来の文学と芸術を学ぶ特徴を生かしながらメディアという視点から「文芸学部文芸学科」を、国際文化学部は社会科学系の科目を充実させて「国際学部」として再編した。25 年度には、短期大学看護学科の教育実績を踏まえ、「看護学部」を開設した。

また短期大学は、昭和 25 年に「共立女子大学短期大学部家政科」を設置したことに始まり、昭和 28 年には実務的・実地的知識と教養とを身につけた人間の育成をめざして、短期大学部に「文科第一部」「文科第二部」を開設した。昭和 48 年、「共立女子大学短期大学部」は「共立女子短期大学」と改称され、短期大学としてのまとまりある教育・研究体制が整えられ、平成 16 年度の「看護学科」の開設、平成 19 年度の「文科第二部」の募集停止および「文科第一部」の「文科」への改称、大学看護学部の開設に伴う「看護学科」の廃止を経て、現在は「生活科学科」「文科」の 2 学科体制となっている。

大学院は、昭和 41 年に「文芸学研究科」（修士課程）を、55 年に「家政学研究科」（修士課程）を、さらに平成 6 年に「比較文化研究科」（修士課程）を設置し、また同年には「家政学研究科」に博士後期課程として「人間生活学専攻」を設置した。平成 23 年からは、家政学研究科（博士前期課程）に「建築・デザイン専攻」と「児童学専攻」を新たに設置し、「比較文化研究科」を募集停止し「国際学研究科」を設置した。平成 27 年には、「文芸学研究科」において、「日本文学専攻」「英文学専攻」「演劇学専攻」の学生募集を停止して新たに「文芸学専攻」を設置した。さらに、平成 29 年に「看護学研究科」（修士課程）を設置した。これら大学院は、高度の学術研究・教育機関として、ますます充実することを目指している。

本学では、昭和 54 年に都心に位置する神田一ツ橋キャンパスから、さらなる教育環境の充実を図るため、八王子に新キャンパスを設けた。八王子キャンパスは、長年にわたって本学の教育拠点のひとつであったが、かねてより大学・短期大学将来構想委員会では、教育機能の一層の充実をめざして、神田一ツ橋キャンパスを中心とした集中型教育の導入を検討、教育内容および教育方法の改革を含めた環境整備を行い、平成 18 年度より神田一ツ橋キャンパスへの集中化の実施に取り組み、平成 19 年度より大学・短期大学の授業が神田一ツ橋キャンパスで実施されることにより、学部・学科の枠を超え、教養教育の全学共通化を実現することとなった。

いまや我々をとりまく社会の高度技術化、国際化、情報化等の進歩はめざましいものがあり、卒業生には社会の各分野で主導的・積極的に活躍する場が開かれている。

社会の求める高度な能力とともに、本学の建学の精神にもとづいた、豊かな人間性を備え、確かな価値観を身に付けた女性を世に送り出すことが本学のめざす目標であり、本学の教育の方針である。

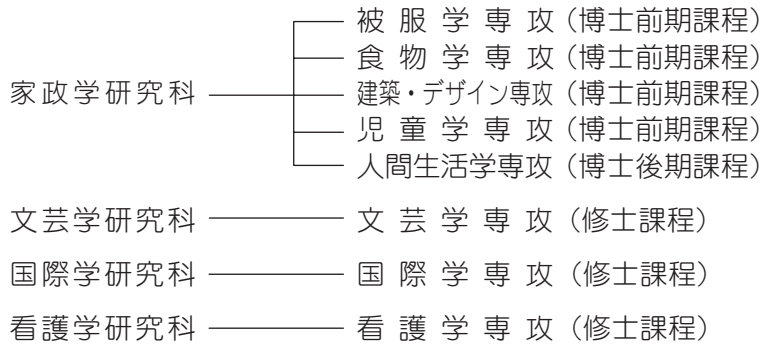
年 月 日	事 項
明治19. 3.22	共立女子職業学校創立
大正14. 4. 1	共立女子職業学校専門学部設置
昭和 3.10. 1	共立女子専門学校設立
昭和25. 4. 1	共立女子大学短期大学部家政科設置
昭和26. 4. 1	被服別科設置
昭和28. 4. 1	文科第一部・第二部国語専攻、英語専攻設置
昭和35. 4. 1	定員変更 家政科（100名→200名） 文科第一部国語専攻（50名→100名） 英語専攻（50名→100名）
昭和40. 4. 1	被服別科を別科（被服専修）と改称
昭和48. 4. 1	短期大学部を共立女子短期大学に名称変更
昭和53. 4. 1	定員変更 文科第二部国語専攻（50名→100名） 英語専攻（50名→100名）
昭和59. 4. 1	別科（被服専修）を別科（家政専修）と改称
平成元 . 4. 1	家政科を生活科学科と改称
平成 2. 4. 1	別科（家政専修）を別科（生活科学専修）と改称
平成 3. 4. 1	臨時定員増 生活科学科（200名→280名） 文科第一部国語専攻（100名→150名） 英語専攻（100名→150名） 文科第二部国語専攻（100名→170名） 英語専攻（100名→170名）
平成 6. 4. 1	文科第一部・第二部国語専攻を日本語・日本文学専攻、英語専攻を英語・英米文学専攻と改称
平成12. 4. 1	定員変更 生活科学科（200名→240名） 文科第一部日本語・日本文学専攻（100名→125名） 文科第一部英語・英米文学専攻（100名→125名） 文科第二部日本語・日本文学専攻（170名→100名） 文科第二部英語・英米文学専攻（170名→100名）
平成16. 4. 1	共立女子短期大学看護学科設置 定員変更 生活科学科（240名→170名） 文科第一部日本語・日本文学専攻（125名→80名） 文科第一部英語・英米文学専攻（125名→90名）
平成18. 3.31	別科（生活科学専修）を廃止
平成19. 4. 1	文科第二部の募集を停止 文科第一部日本語・日本文学専攻及び英語・英米文学専攻を文科（170名）と改称
平成20. 3.31	文科第二部を廃止
平成25. 4. 1	看護学科の募集を停止
平成27. 4. 1	定員変更 生活科学科（170名→100名） 文科（170名→100名）
平成28. 3.31	看護学科を廃止

# 共立女子短期大学の人材養成目的

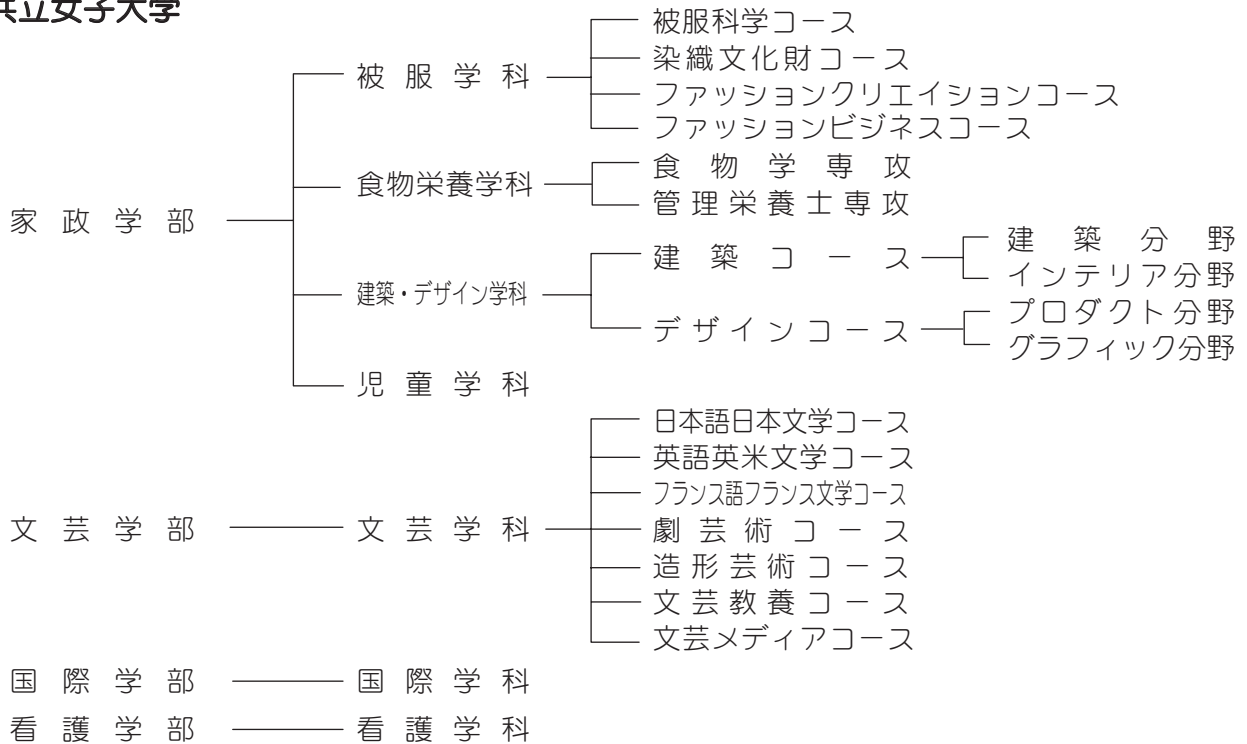
本短期大学は、学生の主体的な学びを育み、専門の学芸を教授し、職業または實際生活に必要な能力と幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

## 本学の組織

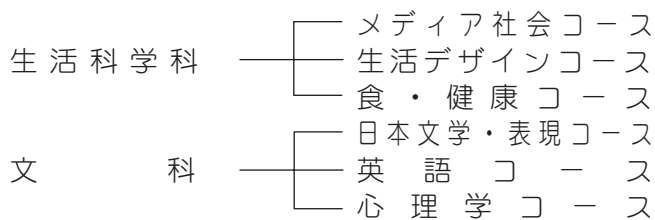
### 共立女子大学大学院



### 共立女子大学



### 共立女子短期大学



総合文化研究所



# I 履修要項

## ■ 生活科学科

### 1. 学科の概要

#### <生活科学科の人材養成目的>

生活科学科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身の積極的な学修意欲を引き出し、社会において自立した人間として活躍するために、生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、家庭および社会において、生活者としてそれらを活用する能力を養い、豊かな教養に基づき、思いやりのある誠実で協調性に富んだ女性を育成する」ことである。

#### 生活科学とは

生活科学は、安全・安心・豊かな生活を科学的に追究する学問です。「生活」とは、人間にとってもっとも基本的な「生き方」ということです。「人はどう生きるか」、「どんな人生を送るか」ということです。これを科学的に研究しようというのが生活科学です。

生活科学の研究には、いくつかの面からのアプローチがあります。従来の衣・食・住からのアプローチは、いうまでもなく重要です。更に、家族・社会・福祉・情報・環境といった、「生活」と関わるすべてのテーマが研究の対象になる、非常に間口の広い学問です。

#### 生活科学科への入学者受け入れ

生活科学科は、「メディア社会コース」「生活デザインコース」「食・健康コース」の3つの専門コースに分かれています。「メディア社会コース」では、情報処理や情報活用能力、企画・プレゼンテーション能力を養います。「生活デザインコース」では、プロダクト、ファッション、インテリアなどの分野でのデザインに必要な知識やスキルを学びます。「食・健康コース」では、私たちの生活を支える食事や健康についての知識や方法を習得します。

これら3コースは、どれも生活科学という共通基盤の上に成立しているという特徴を持っています。従って、生活科学に関するさまざまな分野を広く学びたい人も、自分が興味を持っているコースの内容を深く学びたい人も受け入れています。そこで、広く学ぶためにコースを超えて授業を受けることができる制度を整え、また、深く学ぶために卒業研究や各種の資格取得を支援する科目を備えています。資格取得の支援をする具体例としては、マルチメディア検定、ファッションビジネス能力検定、フードスペシャリストなどがあります。

入試方法にも、多能多才な学生を受け入れるため、体験授業を受けたり教員と面接したりしながら進める自己PRタイプのAO入試、指定校制推薦入試、学力重視の一般入試やセンター入試などを用意しています。

#### 生活科学科の教育課程

生活科学科では、人材養成目的にかかげてあるように、「積極的な学習意識に基づき、豊かな教養と生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、それらを活用できる能力を持った女性の育成」を実現するため、次のようにカリキュラムを組み立てています。

1. 専門分野の枠を超えて幅広い教養を身につけ、大学で学ぶことの意味を理解するため、全学共通で行われる教養教育科目が設置されています。中でも「大学での学び」を支援する初年次教育（基礎ゼミナール）、国際化に対応するための英語基礎教育（英語Ⅰ）、情報社会に対応するための情報教育（情報処理）は重要な科目となっています。
2. 専門科目では、生活科学の基礎知識を学ぶとともに、所属コースの学問的方法を体系的に学ぶことを通して、問題の本質を見抜く洞察力と判断力を養い、有用な問題解決法を学び、社会に出て活躍できる基礎力を身につけることを目指します。
3. 各コースとも、学生の主体性を養うため参加型授業を重視し、特に演習、実験・実習については少人数クラスで実施し、担当助手も支援し、授業外においても個別指導を行います。
4. ガイダンスやクラス担任・担任助手の助言をもとに、学生が関心ある科目を幅広く履修し、学科やコースを超えた領域への関心も広げ、多角的な視点を養えるように、コース横断型の学びを奨励しています。さらに「短大共通講座」(P.41)を用意しています。
5. 学修意欲を高めるため、それぞれのコースに対応した資格取得のための授業を用意し、専門的な仕事を指す上で基礎的なスキルを身につけることに力点を置いています。
6. 2年間の勉学の集大成が卒業ゼミナールと卒業研究・卒業制作であり、大学で身に付けた知識、研究方法、論理的思考力や表現力等を十分活用して、その研究・作品が結実するように丁寧な個別指導を行います。

## 2. カリキュラムの全体像

生活科学学科のカリキュラムは下記の表のとおり、大別すると、「教養教育科目」と「専門教育科目」から構成されています。

教養教育科目 (全学共通)	①基本スキルユニット ②教養ユニット [10 ページに解説]		
専門教育科目	生活科学基礎系科目（コース共通科目） [14 ページに解説]		
	メディア社会コース 専門科目 ①メディア社会系 ②メディアデザイン系 ③メディア心理系 [14 ページに解説]	生活デザインコース 専門科目 ①プロダクトデザイン系 ②ファッションデザイン系 ③インテリアデザイン系 [14 ページに解説]	食・健康コース 専門科目 ①食デザイン系 ②健康マネジメント系 ③フードスペシャリスト系 [15 ページに解説]
	キャリア支援系 特別演習系 [16 ページに解説]		

### 3. 教養教育科目

#### <教養教育の人材養成目的>

教養教育の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子大学・共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する」ことである。

一般に大学で勉強するということは、より専門性の高い学問に取り組むということを意味しています。学部・学科・コースなどの区別があって、それぞれの分野を個別、専門的に学ぶ道筋が用意されているのはそのためです。専門分野を深く探求すること、これが大学における勉学の最も基本的な姿だといっていいいでしょう。

その一方で、複雑化した現代社会にあって、錯綜する諸課題に的確に対応するためには、深い知識と同時に、広い視野と柔軟な思考力が求められます。本学において、学部・学科ごとの専門教育科目と並んで教養教育科目が置かれているのも、そうした社会の求めに応じて、幅広い教養と豊かな人間性に裏打ちされた総合的判断力を身につけた人材を育てるために他なりません。

本学の教養教育は、学部・学科の枠を超えて、本学で学ぶすべての学生を対象に編成されています。当然のことながら実に様々な目的・目標を持った授業科目が展開されています。みなさんの中から自分で履修する科目を選び、履修計画を立てなければならないのですが、最初はその多様さに戸惑うかもしれません。以下に教養教育科目全体の構成とそれぞれの目的・目標を大まかにまとめましたので、履修計画を組立てる際の参考にしてください。

#### 【教養教育の人材養成目的等】

人材養成目的	教育目的 【対応する科目群】	教育目標 【対応する科目群】
ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する。	大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識・技能を育成する。 ⇒【基本スキルユニット】	大学生生活を送る上で必要な学修技能を育成する。 ⇒【基礎ゼミナール】
		大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な表現力と、情報活用能力等を育成する。 ⇒【ことばとスキル】
	大学生生活・社会生活を送る上で必要な、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を涵養する。 ⇒【教養ユニット】	専門分野の枠を超えて共通に求められる知識と技能の伝達により、知的好奇心を喚起し、豊かな人間性や柔軟な思考を育成する。 ⇒【学問への招待】
		将来、知的・文化的な日常生活を創造できるような知識・技能を育成する。 ⇒【生活の中の教養】
		現代社会における諸課題に自らの使命・役割・責任を関連付け、適切に対処できる知識と能力を育成する。 ⇒【社会人としての教養】
	専攻する学問の理解を助け、関連する諸分野への幅広い視点を得るための知識と技能を育成する。 ⇒【専門を学ぶための教養】	

大学での勉学はなによりも先ずみなさん自身の主体的な参加が前提になっています。旺盛な知的好奇心を燃やし、教養教育科目の目的、目標をしっかり理解したうえで、存分に活用してください。みなさん一人ひとりが、やがて人間として充実した日々を生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすことのできる女性に成長することを期待しています。

## 教養教育科目の特徴と履修上の注意点

---

### ■基本スキルユニット

「入門」「ことばとスキル」の2区分から構成されています。

#### ●基礎ゼミナール

1年次の前期に、全員が受講しなければならない演習形式の科目です。学科別に30名程度のクラスを設け、各学科の専任教員が担当します。内容は原則として全学共通ですが、各学科でそれぞれの教育目標に合わせ多少の違いがあります。

具体的な達成目標としては、次のような事があげられます。

- ①大学生として、そして共立の学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと等、学生生活に関する心構えやルールについて学び、考える。
- ②学修方法、学修計画、図書館の利用法、資料検索、演習、実験への知識を習得する。
- ③レポートの書き方、討論やプレゼンテーションについての基礎的な知識を習得する。
- ④テーマの見つけ方、研究・実験の方法、発表の方法等について実践的な形式を通して学修する。
- ⑤自らの学修計画を立てる。

#### ●表現技法

「表現技法Ⅰ」では作文・論文の基本的な書き方を身につけることを、「表現技法Ⅱ」では読解・分析の基本的な能力を身につけることを、「表現技法Ⅲ」では企画・立案・発表・討論のための基本的な方法論を身につけることを目標としています。いずれも半期で完結する科目です。

キャリアを形成する上で重要な科目ですので、生活科学科では「表現技法Ⅰ」「表現技法Ⅱ」「表現技法Ⅲ」のうちいずれか1科目を選択必修にしています。

※「表現技法Ⅱ」は「表現技法Ⅰ」を修得済みであることが履修条件となります。

#### ●日本語科目

留学生を対象とした科目で、日本語能力の向上と実際に授業を受けるうえで必要なスキルの向上を図ります。1年間で完結する科目です。

#### ●英語

##### (1) 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」

「英語Ⅰ」はListening & Speakingを、「英語Ⅱ」はReading & Writingを学びます。「英語Ⅰ」は外国人教員が担当し、「英語Ⅱ」は日本人教員が担当します。いずれも1年間で完結する科目です。入学時に実施されるプレイスメントテストの結果に基づいて習熟度別にクラスが編成されます。習熟度は、L1～L5で表記されます。なお、学修効果を上げるために、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」を平行して履修することをお勧めします。

##### 英語技能検定試験等の結果による単位認定について

履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「S」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

プレイスメントテストで620点以上のスコアを取得した学生で、英語技能検定試験等の結果が次の①～④のいずれかに該当した場合、「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」の単位を認定します（履修中も認定）。

- ① TOEIC 700点以上を取得
  - ② TOEFL 68点（iBT）以上を取得
  - ③ 実用英語技能検定 準一級を取得
  - ④ IELTS 5.5以上
- (2) 「ビジネス英語Ⅰ」「ビジネス英語Ⅱ」「オーラル・コミュニケーション」「TOEIC 総合演習」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」で学んだことをベースに、2年次以上で履修する科目で、1年間で完結します。効果的な学修のために、以下のような前提条件があります。

科目名	履修条件	備考
ビジネス英語Ⅰ	英語Ⅰを修得済みであること	
ビジネス英語Ⅱ	英語Ⅱを修得済みであること	卒業期の学生は、英語Ⅱとの同時履修可
オーラル・コミュニケーション	英語Ⅰを修得済みであること	
TOEIC 総合演習※	英語Ⅰを修得済みであること	卒業期の学生は、英語Ⅰとの同時履修可

※ TOEIC 総合演習は、クラスごとに到達目標が定められています。

- 01 クラス：TOEIC 700点
- 02 クラス～03 クラス：TOEIC 600点
- 04 クラス～06 クラス：TOEIC 500点

## ●初習外国語

- (1) 「フランス語」「中国語」「ドイツ語」

それぞれ、履修の段階に応じて「入門」「表現」「総合」があり、入門→表現→総合と進みます。「入門」と「表現」は1年次から履修することができ、週2回の授業を受け、半期で完結します。「総合」は2年次で履修することができ、週1回の授業を受け、1年間で完結します。履修条件は以下の通りです。

科目名	履修条件	備考
基礎フランス語(表現) 基礎中国語(表現) 基礎ドイツ語(表現)	(入門)を修得済みであること。	(入門)を履修登録すると、同曜日・時限の後期に(表現)が自動で履修登録されます。(入門)と別曜日・別時限の(表現)を履修することはできません。
応用フランス語(総合) 応用中国語(総合) 応用ドイツ語(総合)	(入門)を修得済みであること。 (表現)を修得済みまたは履修中であること。	(表現)と同時履修の場合、(表現)が修得できなかった場合は、左記科目の履修は削除されます。 以下の応用〇〇語の履修パターンも参照してください。

【応用〇〇語】については、以下のパターンが履修条件になります。  
履修条件パターン以外で履修した場合は、削除されますので注意してください。

1 年次		2 年次	
前期	後期	前期	後期
入門	表現	応用（総合）	
入門	（入門）	表現	応用（総合）

【参考】

- ①基礎フランス語・基礎中国語には「特別クラス」が設けられています。教養教育科目を履修した後も、さらに学び続けたいと考える学生を対象としたクラスです。詳細はシラバスを確認しましょう。
- ②2年次以降に初習外国語を履修する人は、前期（入門）→後期（表現）の順で履修してください。クラスは履修できるところを選択してください。（表現）の自動登録はされませんので、自分で同一のクラスを登録してください。
- ③（入門）のみを履修する人のために、後期にも（入門）クラスが開講されます。（入門）のみを履修する人は、後期開講の（入門）をお勧めします。
- ④履修登録後、（表現）を取り消したい場合は、教務課で手続きをとって下さい。

外国語技能検定試験等の結果による単位認定について

下記のいずれかに該当し、履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「S」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

外国語技能検定試験等		単位認定を行う科目
実用フランス語技能検定試験	3 級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	準 2 級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
DELTA	A1	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	A2	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
中国語検定	3 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	2 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
HSK	4 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	※ 5 級：180 点以上 ※ 6 級：180 点以上	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
ドイツ語技能検定	3 級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」
	2 級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」 「応用ドイツ語（総合）」

※ HSK については、2012 年以前（旧制度）において、5 級もしくは 6 級を合格した者については、審査対象者とみなす。

## (2) 「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「アラビア語」

これらの言語の科目については、「基礎」は1年次より、「応用」（ロシア語を除く）は2年次から履修することができます。「アラビア語」以外は1年間で完結する科目です。

## ●情報関連科目

## (1) 「情報基礎」「情報処理」

「情報基礎」は理論を学修する講義科目で、「情報処理」は演習科目です。

## (2) 「情報活用法A（データベース）」「情報活用法B（ネットワーク）」

「情報基礎」「情報処理」で得られた知識とスキルをベースとして、データベース機能の理解とネットワークを利用した情報収集や情報発信の方法について、演習形式で学修します。

## (3) 「統計基礎」「統計情報処理」

統計学の基礎と人文・社会科学、自然科学への適用方法、統計結果の見方について理論的に学修し、アンケート調査等により得られた情報の特性に対応した統計処理の手法、結果の発信方法などを具体的な課題への取り組みを通して身につけます。

## ●健康スポーツ関連科目

## (1) 「健康スポーツ実習A」

基礎的な運動技術や知識の習得を図り、日常生活に必要な体力と健康に関する運動の必要性及び役割を学びます。活動を通してコミュニケーション能力の向上を図り、人間関係力を高めます。生涯にわたって運動に親しむ態度を身につけます。

## (2) 「健康スポーツ実習B」

自分に適した運動やスポーツの文化的・社会的背景をより深く理解し、多様な運動技術や体力の向上を目指した活動を行います。

## ■教養ユニット

人文、社会、自然の幅広い領域に関する多様な科目が開設されています。「学問への招待」「生活の中の教養」「社会人としての教養」「専門を学ぶための教養」の4区分から構成されています。すべての科目は半期で完結します。

科目の内容（同一科目で複数クラス開講される場合はクラスごとの）を共立シラバスで十分確認してから、履修する科目を決めてください。

なお、以下の2科目については下記の点にご注意ください。

## ●「総合表現ワークショップ」

学生が学部・学科の枠を超えてアイデアを出し合い、他者と協力する創造的・総合的コミュニケーション能力を獲得することを目的とした、アクティブ・ラーニング系の科目です。授業内容、履修条件についての詳細は、共立シラバスを確認してください。

## ●「自己開発」

この教科は、学生が自らの意志において、自己開発、自己啓発のために積極的に起こした活動（海外研修、インターンシップなど）を評価し、単位を認定するものです。

実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を教務課に提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。

詳しくは、共立シラバスをご覧ください。

2020年度より、教養教育科目のカリキュラムの改訂を行います。

そのため、2020年度以降、現行の教養教育科目の一部の科目は、

閉講となる可能性がありますので、できるだけ低年次での履修を検討してください。

## 4. 専門教育科目

### 生活科学基礎系科目の構成（3コース共通）

---

専門教育科目は、3コースとも、

- 1) 生活科学基礎系科目（3コース共通）
- 2) コース専門科目
- 3) キャリア支援系科目（3コース共通）
- 4) 特別演習系科目（3コース共通）

という構成になっています。

このうち「生活科学基礎系科目」は生活科学を構成するもっとも基本的な学問分野について学ぶ授業です。とりわけ1年次前期の「生活科学概論」は「生活科学とは何か」という、この学問分野における本質的で、かつ基礎的な課題に答えようとするもので、生活科学科に在籍する全ての学生が単位を取得しなければならない必修科目に指定されています。これに準じて、衣食住をはじめとした生活科学基礎系科目も重要であり、一定の単位数を取得しなければならない選択必修科目に指定されています。

### メディア社会コースにおける専門科目の構成

---

メディア社会コースは、ソーシャルメディアをはじめとする多様なメディアを活用する能力を養います。また、その企画と制作にかかわる先端的なメディア技術の基礎を身につけ、企業や地域において活躍できる女性を育成することを目標とし、つぎの3分野から構成されています。

- ①メディア社会系
- ②メディアデザイン系
- ③メディア心理系

①メディア社会系では、メディア社会論、ソーシャルメディア論、ポップカルチャー論、情報メディア演習などを学ぶことにより、ソーシャルメディアを中心に生活に密着したメディアについて最新の動向や持続可能な発展を支える社会的役割について理解します。②メディアデザイン系では、メディアデザイン論、CG演習、Webデザイン演習などを学ぶことにより、情報処理や情報活用能力、企画・プレゼンテーション能力を養い、ビジネス実務とさまざまなクリエイティブ制作の実践力を身につけます。③メディア心理系では、メディア心理学、消費者の心理、マーケティングリサーチ演習などを学ぶことにより、これからのメディア社会が生活者の行動・心理に及ぼす影響について理解します。

### 生活デザインコースにおける専門科目の構成

---

生活デザインコースでは、デザインを通じてより豊かな生活を創造し、さらに形にしていけることから生活や社会において実際に役立てる方法を学びます。そのために必要とする知識やスキル、応用力を養うことを目標とし、つぎの3分野から構成されています。



- ①プロダクトデザイン系
- ②ファッションデザイン系
- ③インテリアデザイン系

①プロダクトデザイン系では、生活に必要な道具や製品を対象に、形、大きさ、色彩などの要素について学び、演習や実習を通じてデザインするスキルを身につけます。②ファッションデザイン系では、衣服やその装い方を学び、アパレルの制作からファッションビジネスや企画などの演習を通じて実践に応用できる力を養います。③インテリアデザイン系では、住居や住空間を対象に、知識や原理に加えて、設計、製図、インテリア CAD など初歩から高度な応用までを学び、提案する技術を習得します。

3分野ともに深い繋がりを持って構成されています。このコースでの学修を通じて、デザインの持つ大きな可能性に気付くことを期待します。

## 食・健康コースにおける専門科目の構成

食・健康コースでは社会で活躍できる「食」のスペシャリストを育成することを目標としています。そのために、「食」の基本となる栄養、食品、調理の3つの分野の幅広い専門科目を実験・実習・演習を通して実践的に学びます。このような学修によって、「食」のプランニング力や提案力を養い、将来に役立つ能力を身につけます。本コースの専門科目はつぎの3分野から構成されています。

- ①食デザイン系
- ②健康マネジメント系
- ③フードスペシャリスト系

①食デザイン系では、はじめての調理(実習)、調理学実習基礎、調理学実習応用、スイーツ実習の4つの実習科目を通して、調理や製菓の基礎を学んだ上で、調理を科学的に理解しながら、「食」を総合的にデザインするスキルを習得します。また、フードメディア演習などでPCの実践的なスキルを身につけ、フードビジネスに活かすことを学びます。

②健康マネジメント系では、食物基礎科学、栄養学、女性と健康、栄養学実験などの科目で、栄養と健康の基礎を学びます。さらに食育演習、ライフステージ栄養演習などの健康をマネジメントしていく実習科目で、子どもから大人まで生涯にわたる健康的な身体作りに関する知識を学び、健康ビジネスに活かすことができるような実践的なスキルを体得します。

③フードスペシャリスト系では、食品学、食品衛生学、フードコーディネート論などの科目を学び、フードビジネスに必要なフードスペシャリストや食品衛生責任者の資格取得のための知識や技術を習得します。

フードスペシャリスト資格は「食」を幅広く学ぶことによって得られる資格です。取得に必要な必須科目は3つの分野に分かれていますので、それぞれの分野から必要な科目を履修してください。

本コースではフードスペシャリスト資格取得の支援以外に、食品衛生責任者の資格支援についても、積極的に取り組んでいます。(資格については「11. 諸資格」)

## キャリア支援系科目の構成（3コース共通）

---

1年次設置の「キャリアを考える」（必修科目）では、将来の自分の「キャリア」についてしっかりと考え、「働く」とはどういうことがを再発見します。また、短大生に人気のあるファッション、ブライダル、食品、インテリア、金融、広告等の分野について、実際に仕事をしているの方々をお招きして、体験に基づいた実態を学びます。同じく1年次設置の「キャリア実務入門」は、簿記、秘書実務、医療事務、ファイナンシャルプランナー（FP）、公務員の職種・仕事内容などキャリア実務の入門科目として広く学びます。

2年次設置の「キャリアアクティブワーク」は、就職活動を行うにあたって必要とされる知識・技能の習得に向けた実践的な取り組みを内容としています。授業は文科との合同で行われます。

CG系の演習は、これからのキャリア実務に求められるデジタル表現を身につけるため、キャリア支援系科目として3コースに設置されたものです。

## 特別演習系科目（3コース共通）

---

1年次設置の「チャレンジゼミナール」では、就職や編入学に挑戦するための準備をします。講義や演習科目と異なり、教員から直接指導を受けながら進めます。

2年次設置の「卒業ゼミナール」と「卒業研究・卒業制作」は2年間の学びの集大成として、どちらか一方を履修しなければならない選択必須科目です。いずれにおいても、担当教員と少数の学生がディスカッションをしながら、研究室の一員として課題に取り組み、その成果を提出します。

両者の違いは、まず「卒業ゼミナール」が2単位であるのに対し、「卒業研究・卒業制作」は4単位であり、このため学修量に相当な違いがあります。学生は最終成果を「卒業ゼミナール」では担当教員ごとのグループ単位で行われる発表会で発表しますが、「卒業研究・卒業制作」では生活科学科全体で行われる発表会で発表します。

## 他学科、他コースの授業科目の履修

---

各コースに設置されている専門科目のほか、に所定の範囲内で、本学他学科（短期大学共通講座（P41）受講生に限られます）、および本生活科学科他コースの科目を履修し、修得単位を卒業単位に含めることができます。

自分が所属しているコース以外のコースの授業科目および他学科科目を修得する場合、12単位を限度として専門教育科目の選択科目の卒業単位に含めることができます。ただし履修者数が限られている実験、実習、演習科目は、他コースからの履修が制限されることがあります。

さらに共立女子大学の科目についても科目等履修生として受講することができます（受講料が必要です）。修得した単位は卒業単位に含めることはできませんが、将来学部編入を希望するとき、既に履修した単位として認定を受けることができます（「科目等履修生制度」「編入学」について、詳しくは別項を参照してください）。

もちろんコース所定の科目を履修すれば卒業要件に達しますが、これら他学科、他コース、そして学部の開講科目を履修することによって、自由に、そして有意義な学生生活を送ることができます。

## 5. 卒業の要件

- 生活科学科の修業年限は2年です。2年間で所定の単位を修得できない場合は、在学期間を延長することができますが、通算して4年を超えることはできません。
- 生活科学科に2年以上在学し、所定の単位数を修得した者は、学位記が授与され、短期大学士（生活科学）の学位が与えられます。
- 卒業に必要な最低の単位数は、次の通りです。

(数字は単位数)

区分		コース		メディア社会コース		生活デザインコース		食・健康コース	
		必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
教養教育科目	必修科目	6	14	6	14	6	14	6	14
	選択必修科目	1		1		1			
	選択科目	7		7		7			
専門教育科目	必修科目	4	48	4	48	4	48	4	48
	選択必修科目	6		6		6			
	選択科目	38		38		38			
合計		62		62		62		62	

卒業要件単位を超えて修得した教養教育科目の単位は、専門教育科目の単位には加算されません。  
卒業要件単位を超えて修得した専門教育科目の単位は、教養教育科目の単位には加算されません。

### 卒業要件単位数の見かた

授業科目区分は学科の定める名称によるほか、履修の自由度に応じて次のように分けられます。

必修科目	必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数科目の中から決められた単位数を取得しなければならない科目
選択科目	各自の自由意志に基づいて選択履修する科目

## 6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

### 教育課程（カリキュラム）表の見かた

- 卒業要件の欄の単位数は、卒業に必要な最低の単位数を示しています。  
 必修科目……………1科目ごとに横線で区切られ、単位数が記入されています。  
 選択必修科目…2科目以上にわたる欄の中央に単位数が記入されています。  
 選択科目……………空欄になっています。
- 開講期間の表示

記号	記号の意味
無印	半期（前期または後期）開講
★	通年開講

### 教育課程（カリキュラム）

#### 教養教育科目（各コース共通）

	授業科目	年次	単位	卒業要件	備考
基本 ス キ ル ユ ニ ツ ル	入門 基礎ゼミナール	1	2	2	※「表現技法Ⅱ」は「表現技法Ⅰ」を修得済みであることが履修条件となります
	表現技法Ⅰ（作文・論文）	1・2	1	1	
	表現技法Ⅱ（読解・分析）	1・2	1		
	表現技法Ⅲ（企画立案・発表討論）	1・2	1		
	★基礎日本語（留学生対象）	1・2	2		
	★応用日本語（留学生対象）	1・2	2	2	
	★英語Ⅰ	1	2		
	★英語Ⅱ	1・2	2		
	★ビジネス英語Ⅰ	2	2		
	★ビジネス英語Ⅱ	2	2		
	★オーラル・コミュニケーション	2	2		
	★TOEIC 総合演習	2	2		
	基礎フランス語（入門）	1	2		
	基礎フランス語（表現）	1	2		
	★応用フランス語（総合）	2	2		
	基礎中国語（入門）	1	2		
	基礎中国語（表現）	1	2		
	★応用中国語（総合）	2	2		
	基礎ドイツ語（入門）	1	2		
	基礎ドイツ語（表現）	1	2		
	★応用ドイツ語（総合）	2	2		
	★基礎スペイン語（入門）	1・2	2		
	★応用スペイン語（総合）	2	2		
	★基礎イタリア語（入門）	1・2	2		
	★応用イタリア語（総合）	2	2		
	★基礎ロシア語（入門）	1・2	2		
	★基礎ロシア語（入門）	1・2	2		
	★応用ロシア語（総合）	2	2		
	基礎アラビア語Ⅰ	1・2	1		
	基礎アラビア語Ⅱ	1・2	1		
	情報基礎	1	2	2	
	情報処理	1	2		
	情報活用法 A（データベース）	1・2	2		
情報活用法 B（ネットワーク）	1・2	2			
統計基礎	1・2	2			
統計情報処理	1・2	2			
健康スポーツ実習 A	1・2	1			
健康スポーツ実習 B	1・2	1			

	授業科目	年次	単位	卒業要件	備考
教養ユニット	学問への招待	教養講座	1・2	2	
	生活の中の教養	比較文化の視点	1・2	2	
		メディアと文化	1・2	2	
		文学の世界	1・2	2	
		芸術の世界	1・2	2	
		デザインの現在	1・2	2	
		衣食住の文化	1・2	2	
		生活環境とアメニティ	1・2	2	
		健康の科学	1・2	2	
		介護・ケアと生活	1・2	2	
	社会人としての教養	政治・社会の諸課題	1・2	2	
		経済・産業の諸課題	1・2	2	
		国際関係の諸課題	1・2	2	
		環境・科学の諸課題	1・2	2	
		人間とは何か	1・2	2	
		人間関係と自己表現	1・2	2	
		現代の家族	1・2	2	
		地域社会と福祉	1・2	2	
		女性と社会	1・2	2	
		マーケティング	1・2	2	
		ライフプランとキャリアプラン	1・2	2	
		企業・組織の仕組み	1・2	2	
		総合表現ワークショップ	1・2	2	
	自己開発	1・2	2		
	専門を学ぶための教養	文学	1・2	2	
		哲学概論	1・2	2	
		倫理学概論	1・2	2	
		言語学概論	1・2	2	
		心理学	1・2	2	
		教育学	1・2	2	
		社会学概論	1・2	2	
		文化人類学	1・2	2	
		民俗学	1・2	2	
		人文地理学	1・2	2	
		自然地理学	1・2	2	
		地誌学概論	1・2	2	
		法学概論	1・2	2	
		法学（日本国憲法）	1・2	2	
		政治学概論	1・2	2	
		経済学概論	1・2	2	
		国際関係概論	1・2	2	
		世界史概論	1・2	2	
日本史概論		1・2	2		
地域史		1・2	2		
数学	1・2	2			
物理学	1・2	2			
化学	1・2	2			
生物学	1・2	2			
必修科目				6	
選択必修科目				1	
上記全科目より				7	
計				14	

〈メディア社会コース〉

専門教育科目（各コース共通）

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	4	
	食生活論	1・2	2		
	衣生活論	1・2	2		
	住生活論	1・2	2		
	心の健康	1・2	2		
	環境と消費	1・2	2		

専門教育科目（メディア社会コース）

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考	
メディア社会系	メディア社会論	1	2			
	ソーシャルメディア論	1	2			
	サステナブル社会論	2	2			
	情報メディア演習	2	2			
	ポップカルチャー論	1	2			
	メディアカルチャー演習	1	2			
メディアデザイン系	メディアデザイン論	1	2			
	ユニバーサルデザイン論	2	2			
	CG演習A（イラストレーター）	1	2			「CG演習B」とともに履修すること
	CG演習B（フォトショップ）	1	2			「CG演習A」とともに履修すること
	DTP演習	2	2			「CG演習A・B」を履修中あるいは修得済であること
	Webデザイン演習	2	2			「CG演習A・B」を履修中あるいは修得済であること
メディア心理学系	アニメーション制作演習	1	2			
	消費者の心理	1	2			
	メディア心理学	2	2			
	メディア心理演習	1	2			
	心理データ解析演習（SPSS）	1	2			
キャリア支援系	マーケティングリサーチ演習	2	2			
	キャリアを考える	1	2			
	キャリアアクティブワーク	2	2			
	キャリア実務入門	1	2			
特別演習系	CG 応用演習	2	1	2	「CG演習A・B」を履修中あるいは修得済であること	
	チャレンジ・ゼミナール	1	2			
	★卒業ゼミナール	2	2			
	★卒業研究・卒業制作	2	4			
必修科目				4		
選択必修科目				6		
上記全科目より （他コース・他学科科目 12 単位まで含むことができる）				38		
計				48		

他学科科目は共通講座にエントリーして選択した講座テーマの該当科目に限ります

★は通年科目

## 〈生活デザインコース〉

## 専門教育科目（各コース共通）

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	4	
	食生活論	1・2	2		
	衣生活論	1・2	2		
	住生活論	1・2	2		
	心の健康	1・2	2		
	環境と消費	1・2	2		

## 専門教育科目（生活デザインコース）

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考	
プロダクトデザイン系	生活デザイン論	1	2			
	プロダクトデザイン論	2	2			
	★生活プロダクトデザイン演習	1	4			
	カラーコーディネート演習	1	2			
	デッサン（実習）	1	1			
	イラストレーション（実習）	2	1			
	彫金実習	2	1			
ファッションデザイン系	ファッションデザイン論	1	2			
	ファッションビジネス論	2	2			
	★ファッションデザイン演習	1	4			
	アパレル企画演習	2	2			
	アパレル制作実習 A（ドレス）	2	1			
	アパレル制作実習 B（帽子）	1	1			
	染色工芸実習	1	1			
和装デザイン実習	2	1				
インテリアデザイン系	快適住環境論	1	2			
	インテリア構成論	2	2			
	★インテリア設計演習	1	4			
	インテリア製図演習Ⅰ	1	2			「インテリア設計演習」を履修中あるいは修得していること
	インテリア製図演習Ⅱ	2	2			「インテリア製図演習Ⅰ」を修得していること
	★インテリアCAD実習基礎	1	2			
	インテリアCAD実習応用	2	1			「インテリアCAD実習基礎」を修得していること
キャリア支援系	キャリアを考える	1	2	2		
	キャリアアクティブワーク	2	2			
	キャリア実務入門	1	2			
	CG基礎演習	1	1			
特別演習系	チャレンジ・ゼミナール	1	2	2		
	★卒業ゼミナール	2	2			
	★卒業研究・卒業制作	2	4			
必修科目				4		
選択必修科目				6		
上記全科目より （他コース・他学科科目 12 単位まで含むことができる）				38		
計				48		

他学科科目は共通講座にエントリーして選択した講座テーマの該当科目に限ります

★は通年科目

〈食・健康コース〉

専門教育科目（各コース共通）

授業科目		年次	単位	卒業要件	フード スペシャリスト	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	2		
	食生活論	1・2	2	4		
	衣生活論	1・2	2			
	住生活論	1・2	2			
	心の健康	1・2	2			
	環境と消費	1・2	2			

専門教育科目（食・健康コース）

授業科目		年次	単位	卒業要件	フード スペシャリスト	備考
食デザイン系	調理学	1	2		◎	
	はじめての調理(実習)	1	1		◎	
	調理学実習基礎	1	1		◎	
	フードメディア演習	1	2			
	調理学実習応用	2	1		◎	
	食品の消費と流通	2	2		◎	
	フードパッケージ実習	2	1			
	スイーツ実習	2	2			
健康マネジメント系	食物基礎科学	1	2		◎	
	栄養学	1	2		◎	
	生活基礎演習	1	2		○	
	食育演習	1	2		○	
	女性と健康	2	2		○	
	栄養学実験	2	1		◎	
	ライフステージ栄養演習	2	2		○	
フードスペシャリスト系	食品学	1	2		◎	
	食品衛生学	1	2		◎	
	嗜好評価処理演習	1	2		◎	
	食品学実験	1	1		◎	
	フードスペシャリスト論	2	2		◎	
	フードコーディネーター論	2	2		◎	
	フードスペシャリスト演習	2	2		◎	
キャリア支援系	キャリアを考える	1	2	2		
	キャリアアクティブワーク	2	2			
	キャリア実務入門	1	2			
	CG 基礎演習	1	1			
特別演習系	チャレンジ・ゼミナール	1	2	2		
	★卒業ゼミナール	2	2			
	★卒業研究・卒業研究	2	4			
必修科目				4	25	◎の科目
選択必修科目				6	2	○の科目
上記全科目より (他コース・他学科科目 12 単位まで含むことができる)				38		
計				48	27	

他学科科目は共通講座にエントリーして選択した講座テーマの該当科目に限ります

★は通年科目



## 7. チャレンジ・ゼミナール

1. 就職チャレンジ、編入学チャレンジ、の2種類があり、これらの内1つを選んで履修します。
2. 履修しようとするときは、就職、編入学のどちらかを選び、指導教員が決定した後、履修登録します。
3. 1年次で履修してください。履修登録は6月に行います。
4. 2単位とし、指導教員が単位（成績を含む）を認定します。詳細は、基礎ゼミの授業で説明します。

## 8. 卒業ゼミナール

1. 卒業ゼミナールを履修しようとするときは、指導教員より履修受け入れの許可を得た後、指導教員に申込書を提出してください。
2. 卒業ゼミナールは、通年2単位とし、指定された日時までにレポート・作品を提出することを前提に、指導教員が単位（成績を含む）を認定します。  
レポート・作品の提出先は各指導教員です。

## 9. 卒業研究・卒業制作

1. 卒業研究・卒業制作を履修しようとするときは、指導教員より履修受け入れの許可を得た後、指導教員に申込書を提出してください。
2. 卒業研究・卒業制作は、通年4単位とし、卒業研究・卒業制作発表会で報告し、また指定された日時までに論文・作品および卒業研究・卒業制作要旨集原稿を提出することを前提に、指導教員が単位（成績を含む）を認定します。  
研究論文、卒業作品・要旨集原稿の提出先は各指導教員です。

## 10. インターンシップ制度について

この制度は学生が夏期、春期休業中等に2週間程度、企業や団体で研修を行うもので、学校内での学修の上に、広く実社会での研修を積み重ね、自分の関心の高い分野でより高度な経験をすることができます。こうした研修、および、その前後の学修を行い、関連科目の単位を取得した場合、自己開発の単位を取得することができます。ただし、同じインターンシップという名称で、1日程度の、実質的には就職活動の一部であるものは、この制度の対象外です。

生活科学科に關係するインターンシップ制度には大きく以下の方法があります。

1. 共立女子大学、短期大学へ企業や団体から研修応募依頼があるもの  
就職進路課が担当し、就職進路課の掲示板に随時貼り出されます。
2. インテリア・インターンシップ・インコーポレーション（I. I. I.）に基づく研修  
住居・インテリアデザイン系の教科内容を持つ大学・短大（本学科を含む）・専門学校6校とインテリア・ディスプレイ・住宅設備・リフォーム等の分野の10事業団体が協力して、住居・インテリア系の企業・団体で研修を行う制度です。主に1年の春期休業中に行い、参加希望者の登録や相手の企業・団体との連絡等は学科で行います。研修を終えた学生による報告会を行います。
3. 上記以外の、教員の紹介による研修で、上記に相当する内容を持つもの

## 11. 諸資格

### フードスペシャリスト、専門フードスペシャリスト

フードスペシャリスト資格とは

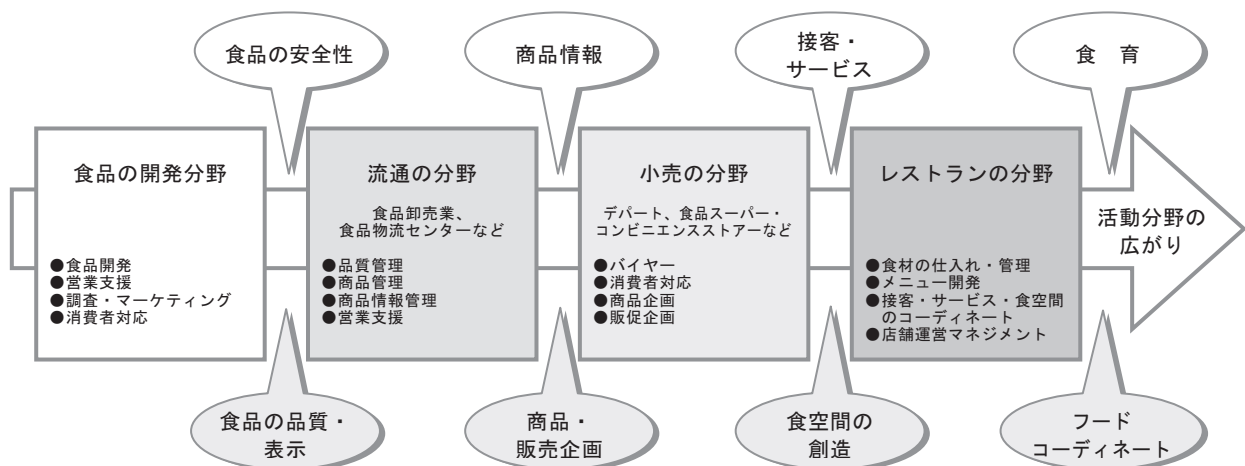
フードスペシャリストとは、フードスペシャリスト協会が認定する民間資格で、「食」に関する総合的・体系的な知識・技術を身につけた「食」の専門職のことです。フードスペシャリスト資格は、協会が認定した本学科で「食」について2年間学んだ後、フードスペシャリスト協会が主催する資格認定試験に合格して得られる資格です。

フードスペシャリストの活躍が期待されている職域は、食品メーカー、食品流通業、食品小売業、レストランなどの飲食業（外食産業）などが挙げられます。また、専門性を駆使して食品の開発製造から流通、販売、外食、消費に至る幅広い分野での活躍が期待されています。

フードスペシャリスト、専門フードスペシャリストの主な業務項目（四訂フードスペシャリスト論第4版（建帛社）より抜粋）

1. 食品の鮮度・熟度、官能評価、成分検査、微生物汚染検査など（品質判定）
2. 食品の情報調査とその提供（広報活動）
3. 食品の栄養価・機能性・安全性についての知識の普及（教育）
4. 食品の陳列・サービスに関する助言（販売促進とコーディネート）
5. レストランにおける食べ物、食環境の調和を総合的に調節（食のコーディネート）
6. 健康で快適な食生活の啓発と食育の普及（食育活動）

#### ■ フードスペシャリストの活躍が期待される職域の広がり



資格をとるためには

公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会の認定した認定校である本学で所定の単位を修得し、資格認定試験を受け、合格し、なおかつ短期大学を卒業することが条件となります。履修ガイドにあるカリキュラム表のとおり履修することで受験資格が得られます。フードスペシャリストの受験資格を得るための授業は2年次の前期までに履修することが必要です。単位を修得できなければ受験資格を得ることができなくなる可能性があります。また、専門フードスペシャリストは、フードスペシャリストと同日に受験可能ですが、フードスペシャリストに合格しなければ専門フードスペシャリストが合格した場合でも資格は認められません。

## 資格認定試験について

例年2年次の12月第3日曜日に実施されます。試験は2部構成で、前半にフードスペシャリスト、後半に専門フードスペシャリストの試験を行います。合格すると、短期大学の卒業を要件としてフードスペシャリスト協会から資格認定証が交付されます。

## 食品衛生責任者

---

### 食品衛生責任者とは

食品衛生責任者とは、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営にあたる人を言います。食品関係の営業を行う場合、次のとおり食品衛生責任者の設置と義務が定められています。(食品衛生法施行条例別表第一「公衆衛生上講ずべき措置の基準」より抜粋)

- ・ 営業者は、許可施設ごとに自ら食品衛生に関する責任者となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。
- ・ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たるものとする。
- ・ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業者に対して改善を進言し、その促進を図らなければならない。
- ・ 食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努めなければならない。

### 資格をとるためには

食品衛生責任者になるためには、次の2つの道があります。ひとつは栄養士、調理師、製菓衛生師などの有資格者だと、自動的に食品衛生責任者になれます。もうひとつは保健所長(特別区にあっては、特別区の区長)が実施する食品衛生責任者になるための講習会または知事の指定した講習会を受講すると資格を得ることができます。資格取得講習会は6時間以上のカリキュラム(テスト含む)です。

- ・ 公衆衛生学(伝染病、疾病予防、環境衛生、労働衛生等) 1時間
- ・ 衛生法規(食品衛生法、施設基準、管理運営基準、規格基準、公衆衛生法規等) 2時間
- ・ 食品衛生学(食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等) 3時間

本学の学生は長期休みを利用して、東京都内で実施される養成講習会を受講します。講習会受講料は10,000円(当日会場払い)で、別途交通費および昼食代がかかります。

## ■ 文科

### 1. 学科の概要

#### <文科の人材養成目的>

文科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身が自らの将来を切り開いていくために自ら積極的に学ぼうとする意欲を引き出し、ひとりの自立した人間として成長していくための、表現する能力、コミュニケーションの能力、理解する力、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養し、そして、他者を思いやり人のために尽くす生き方ができるような誠実で友愛に溢れた人間性を持つ女性を育成する」ことである。

#### 文科では次のような学生を受け入れています

- 1 将来を自分の力で切り開いていこうとする意欲を持った人
- 2 表現する能力や、コミュニケーションの能力を高めようと思っている人
- 3 読書が好きで、文章を書く力や読解力を身に付けたいと思っている人
- 4 知的探求心を持ち、豊かな文化的教養を身に付けたいと思っている人
- 5 世界の文化に関心を持ち、異文化に触れてみたいと思っている人
- 6 人の心を理解し、他者を思いやり、人のために尽くす価値観を大事にしている人

#### 文科の科目についての説明

文科は、日本文学・表現コース、英語コース、心理学コースの3つのコースからなる学科です。各コースとも特色あるカリキュラムを用意し、それぞれのコースに関する専門的な知識と豊かな人間性とを兼ね備えた、新しい時代にふさわしい人材の養成を目指しています。文科全体としてはリテラシー教育に力を入れており、各コース共通の「文章表現Ⅰ・Ⅱ」「コミュニケーション論」「プレゼンテーション論」の科目を設け、一人の自立した人間として成長していくための、文章表現能力やコミュニケーション能力の養成を目指しています。また、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養するための共通科目として、「カルチャー科目」「キャリアサポート科目」を設けています。以上のように、文科のカリキュラムは、各コースの専門科目と共通科目、生活科学科との「短期大学共通講座」、さらには、全学共通の教養教育科目を通して、一人の自立した人間として未来を切り開く積極性や、豊かな表現能力、コミュニケーションの能力、他者を思いやる豊かな人間性を持った女性を育成することを目指しています。

#### 〔日本文学・表現コース〕

---

日本文学・表現コースは、**リテラシー**（ことば）・**リテラチャー**（文学）・**クリエイト**（創造）・**カルチャー**（教養）の2L&2Cを軸に、現代の社会が要求する知性と教養とを身につけ、広い分野で活躍できる人材の育成を目指しています。履修上の最大の特徴は、2年間で専門科目の必修は6科目だけという、専門科目の**選択の自由さ**にあります。特定分野を集中的に学ぶことも、まんべんなく幅広く学ぶことも、みなさんの希望次第なのです。

**リテラシー**部門では、特に文章表現を重視し、ことばの技術を全員で学びます。また現代社会で情報を的確に選

押し活用するために、「現代のこぼ」 「コミュニケーション論」などの科目を設けています。**リテラチャー**部門では、日本文学についての基本的知識や鑑賞方法などを学びます。1年次の基礎的な講義では読解力を養い、2年次の古典文学や近代現代文学の研究では、各時代の作品や資料を、より深く掘り下げます。また、少人数制の「文学とこぼのセミナー」では研究やものの考え方を身につけられるよう、きめ細かく指導しています。

**クリエイト**部門では児童文学、映画・演劇論などから、小説の創作方法を作家から実地に指導を受けられる「文学創作演習」やアニメについて学ぶ「アニメの物語学」といった科目、また**カルチャー**部門では、「ジェンダー論」「こども文化論」「環境文化論」など、視野を広げることのできる多彩な科目を履修できます。

## 〔英語コース〕

英語コースでは '**4 Skills**'、'**Language & Literature**'、'**Business Skills**' の3つを柱に、英語の運用能力と英語学・英米文学・国際社会の教養を身につけ、社会で活躍できる人材の養成を目的としています。

**4 Skills** の分野では、1年次は Reading I・II、Writing I・II、Listening I・II、Oral English I・IIの習熟度別のクラスで「読む・書く・聞く・話す」の英語運用能力の確実なステップアップを図ります。2年次の English for Special Purposes では、就職や進学に役立つ内容や日常英会話・外国文化を学びながら、総合的な英語運用能力の向上を図ります。

**Language & Literature** の分野では、英語の分析的な研究、英米文学作品の鑑賞、異文化の理解など、英語の知識ばかりではなく幅広い教養も身につけられるような授業を設置しています。

**Business Skills** の分野は、社会人になってから役に立つ技術と教養を身につけることを目指しており、News English、Business English、通訳法、翻訳法などの授業があります。また、TOEIC 演習 I・II を設置して、習熟度別のクラスで各自のレベルに合った内容を効率よく学び、卒業時まで TOEIC テスト 500 点以上の取得を目指します。

授業の他に、年1回の文科主催の英語スピーチコンテストや大学・短大による海外語学研修を通して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、異文化への理解を深めることに努めます。

## 〔心理学コース〕

心理学コースは、心を「客観的」にとらえる事を通して、人との「コミュニケーションの能力」や自分あるいは他者を理解する力を身につけ、自分を表現する力を養うコースです。カリキュラムは、大きく「**自分を知る**」「**心理学の基礎を学ぶ**」「**人間を知る・学ぶ**」の三つに分かれていますが、この他に、文科の共通科目として、「リテラシー基礎」「カルチャー」「キャリアサポート」科目群があります。「自分を知る」は、表現する力と、心理学の基礎となる**自分や他人の心を分析する方法**を学びます。「心理学の基礎を学ぶ」では、心理学という学問の基礎を体系的に学びます。「人間を知る・学ぶ」では、心理学の応用的な知識を学びます。2年次には「**心理学卒業演習**」を必修で履修することになりますが、ここでは心理学コースで学んだことを通して、教員による指導のもとに卒業論文作成に挑みます。このように心理学コースでは、**心理学の基礎的な知識のみならず、幅広くかつ深い知識**を習得できるような科目構成になっています。

## 2. 教養教育科目

### <教養教育の人材養成目的>

教養教育の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子大学・共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する」ことである。

一般に大学で勉強するということは、より専門性の高い学問に取り組むということを意味しています。学部・学科・コースなどの区別があって、それぞれの分野を個別、専門的に学ぶ道筋が用意されているのはそのためです。専門分野を深く探求すること、これが大学における勉学の最も基本的な姿だといっていでしょう。

その一方で、複雑化した現代社会にあって、錯綜する諸課題に的確に対応するためには、深い知識と同時に、広い視野と柔軟な思考力が求められます。本学において、学部・学科ごとの専門教育科目と並んで教養教育科目が置かれているのも、そうした社会の求めに応じて、幅広い教養と豊かな人間性に裏打ちされた総合的判断力を身につけた人材を育てるために他なりません。

本学の教養教育は、学部・学科の枠を超えて、本学に学ぶすべての学生を対象に編成されています。当然のことながら実に様々な目的・目標を持った授業科目が展開されています。みなさんはその中から自分で履修する科目を選び、履修計画を立てなければならぬのですが、最初はその多様さに戸惑うかもしれません。以下に教養教育科目全体の構成とそれぞれの目的・目標を大まかにまとめましたので、履修計画を組立てる際の参考にしてください。

### 【教養教育の人材養成目的等】

人材養成目的	教育目的 【対応する科目群】	教育目標 【対応する科目群】
ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する。	大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識・技能を育成する。 ⇒【基本スキルユニット】	大学生生活を送る上で必要な学修技能を育成する。 ⇒【基礎ゼミナール】
		大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な表現力と、情報活用能力等を育成する。 ⇒【ことばとスキル】
	大学生生活・社会生活を送る上で必要な、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を涵養する。 ⇒【教養ユニット】	専門分野の枠を超えて共通に求められる知識と技能の伝達により、知的好奇心を喚起し、豊かな人間性や柔軟な思考を育成する。 ⇒【学問への招待】
		将来、知的・文化的な日常生活を創造できるような知識・技能を育成する。 ⇒【生活の中の教養】
		現代社会における諸課題に自らの使命・役割・責任を関連付け、適切に対処できる知識と能力を育成する。 ⇒【社会人としての教養】
		専攻する学問の理解を助け、関連する諸分野への幅広い視点を獲得するための知識と技能を育成する。 ⇒【専門を学ぶための教養】

大学での勉学はなによりも先ずみなさん自身の主体的な参加が前提になっています。旺盛な知的好奇心を燃やし、教養教育科目の目的、目標をしっかり理解したうえで、存分に活用してください。みなさん一人ひとりが、やがて人間として充実した日々を生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすことのできる女性に成長することを期待しています。

## 教養教育科目の特徴と履修上の注意点

### ■基本スキルユニット

「入門」「ことばとスキル」の2区分から構成されています。

#### ●基礎ゼミナール

1年次の前期に、全員が受講しなければならない演習形式の科目です。学科別に30名程度のクラスを設け、各学科の専任教員が担当します。内容は原則として全学共通ですが、各学科でそれぞれの教育目標に合わせ多少の違いがあります。

具体的な達成目標としては、次のような事があげられます。

- ①大学生として、そして共立の学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと等、学生生活に関する心構えやルールについて学び、考える。
- ②学修方法、学修計画、図書館の利用法、資料検索、演習、実験への知識を習得する。
- ③レポートの書き方、討論やプレゼンテーションについての基礎的な知識を習得する。
- ④テーマの見つけ方、研究・実験の方法、発表の方法等について実践的な形式を通して学修する。
- ⑤自らの学修計画を立てる。

#### ●表現技法

1クラスあたり30人を目安に開講します。「表現技法Ⅰ」では作文・論文の基本的な書き方を身につけることを、「表現技法Ⅱ」では読解・分析の基本的能力を身につけることを、「表現技法Ⅲ」では企画・立案・発表・討論のための基本的な方法論を身につけることを目標としています。いずれも半期で完結する科目です。

#### ●日本語科目

留学生を対象とした科目で、日本語能力の向上と実際に授業を受けるうえで必要なスキルの向上を図ります。1年間で完結する科目です。

#### ●英語

##### (1)「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」

「英語Ⅰ」はListening & Speakingを、「英語Ⅱ」はReading & Writingを学びます。「英語Ⅰ」は外国人教員が担当し、「英語Ⅱ」は日本人教員が担当します。いずれも1年間で完結する科目です。入学時に実施されるプレイスメントテストの結果に基づいてクラスが編成されます。なお、学修効果を上げるために、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」を平行して履修することをお勧めします。

##### 英語技能検定試験等の結果による単位認定について

履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「S」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

プレイスメントテストで620点以上のスコアを取得した学生で、英語技能検定試験等の結果が次の①～④のいずれかに該当した場合、「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」の単位を認定します（履修中も認定）。

- ① TOEIC 700 点以上を取得
  - ② TOEFL 68 点 (iBT) 以上を取得
  - ③ 実用英語技能検定 準一級を取得
  - ④ IELTS 5.5 以上を取得
- (2) 「ビジネス英語Ⅰ」「ビジネス英語Ⅱ」「オール・コミュニケーション」「TOEIC 総合演習」  
「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」で学んだことをベースに、2 年次以上で履修する科目で、1 年間で完結します。  
効果的な学修のために、以下のような前提条件があります。

科目名	履修条件	備考
ビジネス英語Ⅰ	英語Ⅰを修得済みであること	
ビジネス英語Ⅱ	英語Ⅱを修得済みであること	卒業期の学生は、英語Ⅱとの同時履修可
オール・コミュニケーション	英語Ⅰを修得済みであること	
TOEIC 総合演習※	英語Ⅰを修得済みであること	卒業期の学生は、英語Ⅰとの同時履修可

※ TOEIC 総合演習は、クラスごとに到達目標が定められています。

01 クラス：TOEIC 700 点

02 クラス～03 クラス：TOEIC 600 点

04 クラス～06 クラス：TOEIC 500 点

## ●初習外国語

- (1) 「フランス語」「中国語」「ドイツ語」

それぞれ、履修の段階に応じて「入門」「表現」「総合」があり、入門→表現→総合と進みます。「入門」と「表現」は1 年次から履修することができ、週2 回の授業を受け、半期で完結します。「総合」は2 年次から履修することができ、週1 回の授業を受け、1 年間で完結します。履修条件は以下の通りです。

科目名	履修条件	備考
基礎フランス語(表現) 基礎中国語(表現) 基礎ドイツ語(表現)	(入門)を修得済みであること。	(入門)を履修登録すると、同曜日・時限の後期に(表現)が自動で履修登録されます。(入門)と別曜日・別時限の(表現)を履修することはできません。
応用フランス語(総合) 応用中国語(総合) 応用ドイツ語(総合)	(入門)を修得済みであること。 (表現)を修得済みまたは履修中であること。	(表現)と同時履修の場合、(表現)が修得できなかった場合は、左記科目の履修は削除されます。 以下の応用〇〇語の履修パターンも参照してください。

【応用〇〇語】については、以下のパターンが履修条件になります。  
履修条件パターン以外で履修した場合は、削除されますので注意してください。



1 年次		2 年次	
前期	後期	前期	後期
入門	表現	応用（総合）	
入門	（入門）	表現	応用（総合）

## 【参考】

- ①基礎フランス語・基礎中国語には「特別クラス」が設けられています。教養教育科目を履修した後も、さらに学び続けたいと考える学生を対象としたクラスです。詳細はシラバスを確認しましょう。
- ②2年次以降に初習外国語を履修する人は、前期（入門）→後期（表現）の順で履修してください。クラスは履修できるところを選択してください。（表現）の自動登録はされませんので、自分で同一のクラスを登録してください。
- ③（入門）のみを履修する人のために、後期にも（入門）クラスが開講されます。（入門）のみを履修する人は、後期開講の（入門）をお勧めします。
- ④履修登録後、（表現）を取り消したい場合は、教務課で手続きをとって下さい。

## 外国語技能検定試験等の結果による単位認定について

下記のいずれかに該当し、履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「S」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

外国語技能検定試験等		単位認定を行う科目
実用フランス語技能検定試験	3 級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	準 2 級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
DELF	A1	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	A2	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
中国語検定	3 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	2 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
HSK	4 級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	※ 5 級：180 点以上 ※ 6 級：180 点以上	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
ドイツ語技能検定	3 級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」
	2 級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」 「応用ドイツ語（総合）」

※ HSK については、2012 年以前（旧制度）において、5 級もしくは 6 級を合格した者については、審査対象者とみなす。

## (2) 「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「アラビア語」

これらの言語の科目については、「基礎」は 1 年次より、「応用」（ロシア語を除く）は 2 年次から履修することができます。「アラビア語」以外は 1 年間で完結する科目です。

## ●情報関連科目

### (1) 「情報基礎」「情報処理」

「情報基礎」は理論を学修する講義科目で、「情報処理」は演習科目です。

### (2) 「情報活用法A（データベース）」「情報活用法B（ネットワーク）」

「情報基礎」「情報処理」で得られた知識とスキルをベースとして、データベース機能の理解とネットワークを利用した情報収集や情報発信の方法について、演習形式で学修します。

### (3) 「統計基礎」「統計情報処理」

統計学の基礎と人文・社会科学、自然科学への適用方法、統計結果の見方について理論的に学修し、アンケート調査等により得られた情報の特性に対応した統計処理の手法、結果の発信方法などを具体的な課題への取り組みを通して身につけます。

## ●健康スポーツ関連科目

### (1) 「健康スポーツ実習A」

基礎的な運動技術や知識の習得を図り、日常生活に必要な体力と健康に関する運動の必要性及び役割を学びます。活動を通してコミュニケーション能力の向上を図り、人間関係力を高めます。生涯にわたって運動に親しむ態度を身につけます。

### (2) 「健康スポーツ実習B」

自分に適した運動やスポーツの文化的・社会的背景をより深く理解し、多様な運動技術や体力の向上を目指した活動を行います。

## ■教養ユニット

人文、社会、自然の幅広い領域に関する多様な科目が開設されています。「学問への招待」「生活の中の教養」「社会人としての教養」「専門を学ぶための教養」の4区分から構成されています。すべての科目は半期で完結します。

科目の内容（同一科目で複数クラス開講される場合はクラスごとの）をシラバスで十分確認してから、履修する科目を決めてください。

なお、以下の2科目については下記の点にご注意ください。

### ●「総合表現ワークショップ」

学生が学部・学科の枠を超えてアイデアを出し合い、他者と協力する創造的・総合的コミュニケーション能力を獲得することを目的とした、アクティブ・ラーニング系の科目です。授業内容、履修条件についての詳細は、シラバスを確認してください。

### ●「自己開発」

この教科は、学生が自らの意志において、自己開発、自己啓発のために積極的に起こした活動（海外研修、インターンシップなど）を評価し、単位を認定するものです。

実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を教務課に提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。

詳しくは、シラバスをご覧ください。

2020年度より、教養教育科目のカリキュラムの改訂を行います。  
そのため、2020年度以降、現行の教養教育科目の一部の科目は、  
閉講となる可能性がありますので、できるだけ低年次での履修を検討してください。

### 3. 専門教育科目

専門教育科目は、それぞれのコースの教育課程に従って設けられています。なお、各コースの共通科目として「リテラシー基礎」「カルチャー」「キャリアサポート」があります。

### 4. 卒業の要件

1. 文科の修業年限は2年です。2年間で所定の単位を修得できない場合は、在学期間を延長することができますが、通算して4年を超えることはできません。
2. 1年間に履修登録できる単位の上限は原則として44単位までで、後期に追加登録する場合、前期の不合格（D評価またはX評価）単位数も登録上限単位に含まれます。
3. 文科に2年以上在学し、所定の単位数を修得した者は、学位記が授与され、短期大学士（文科）の学位が与えられます。
4. 1年次終了時の修得単位数が20単位未満の場合は2年次に進級できません。
5. 卒業に必要な最低の単位数は、次の通りです。

（数字は単位数）

区分		コース		日本語コース		英語コース		心理学コース	
		日本文学・表現コース							
教養教育科目	必修科目	4	16	4	16	4	16	4	16
	選択科目	12		12		12			
専門教育科目	必修科目	16	46	20	46	14	46	14	46
	選択必修科目	14		17		16			
	選択科目	16		9		16			
合計		62		62		62		62	

卒業要件単位を超えて修得した教養教育科目の単位は、専門教育科目の単位には加算されません。

### 卒業要件単位数の見かた

授業科目区分は学科の定める名称によるほか、履修の自由度に応じて次のように分けられます。

必修科目	必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数科目の中から決められた単位数を取得しなければならない科目
選択科目	各自の自由意志に基づいて選択履修する科目

## 5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

### 教育課程（カリキュラム）表の見かた

- 卒業要件の欄の単位数は、卒業に必要な最低の単位数を示しています。  
 必修科目……………1科目ごとに横線で区切られ、単位数が記入されています。  
 選択必修科目…2科目以上にわたる欄の中央に単位数が記入されています。  
 選択科目……………空欄になっています。

#### 2. 開講期間の表示

記号	記号の意味
無印	半期（前期または後期）開講
★	通年開講

#### 教養教育科目

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考	
基本スキルユニット こぼスキル	入門	基礎ゼミナール	1	2	2	
		表現技法Ⅰ（作文・論文）	1・2	1		
		表現技法Ⅱ（読解・分析）	1・2	1		
		表現技法Ⅲ（企画立案・発表討論）	1・2	1		
		★基礎日本語（留学生対象）	1・2	2		
		★応用日本語（留学生対象）	1・2	2		
		★英語Ⅰ	1	2	2	
		★英語Ⅱ	1・2	2		
		★ビジネス英語Ⅰ	2	2		
		★ビジネス英語Ⅱ	2	2		
		★オーラル・コミュニケーション	2	2		
		★TOEIC 総合演習	2	2		
		基礎フランス語（入門）	1	2		
		基礎フランス語（表現）	1	2		
		★応用フランス語（総合）	2	2		
		基礎中国語（入門）	1	2		
		基礎中国語（表現）	1	2		
		★応用中国語（総合）	2	2		
		基礎ドイツ語（入門）	1	2		
		基礎ドイツ語（表現）	1	2		
		★応用ドイツ語（総合）	2	2		
		★基礎スペイン語（入門）	1・2	2		
		★応用スペイン語（総合）	2	2		
		★基礎イタリア語（入門）	1・2	2		
		★応用イタリア語（総合）	2	2		
		★基礎ロシア語（入門）	1・2	2		
		★基礎韓国語（入門）	1・2	2		
		★応用韓国語（総合）	2	2		
		基礎アラビア語Ⅰ	1・2	1		
		基礎アラビア語Ⅱ	1・2	1		
		情報基礎	1	2		
		情報処理	1	2		
	情報活用法A（データベース）	1・2	2			
	情報活用法B（ネットワーク）	1・2	2			
	統計基礎	1・2	2			
	統計情報処理	1・2	2			
	健康スポーツ実習A	1・2	1			
	健康スポーツ実習B	1・2	1			

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考		
学問への招待	教養講座	1・2	2				
	生活の中の教養	比較文化の視点	1・2	2			
		メディアと文化	1・2	2			
		文学の世界	1・2	2			
		芸術の世界	1・2	2			
		デザインの現在	1・2	2			
		衣食住の文化	1・2	2			
		生活環境とアメニティ	1・2	2			
		健康の科学	1・2	2			
	介護・ケアと生活	1・2	2				
	社会人としての教養	政治・社会の諸課題	1・2	2			
		経済・産業の諸課題	1・2	2			
		国際関係の諸課題	1・2	2			
		環境・科学の諸課題	1・2	2			
		人間とは何か	1・2	2			
		人間関係と自己表現	1・2	2			
		現代の家族	1・2	2			
		地域社会と福祉	1・2	2			
		女性と社会	1・2	2			
		マーケティング	1・2	2			
		ライフプランとキャリアプラン	1・2	2			
		企業・組織の仕組み	1・2	2			
		総合表現ワークショップ	1・2	2			
		自己開発	1・2	2			
		教養ユニット	専門を学ぶための教養	文学	1・2	2	
	哲学概論			1・2	2		
	倫理学概論			1・2	2		
	言語学概論			1・2	2		
	心理学			1・2	2		
	教育学			1・2	2		
	社会学概論			1・2	2		
	文化人類学			1・2	2		
	民俗学			1・2	2		
人文地理学	1・2			2			
自然地理学	1・2		2				
地誌学概論	1・2		2				
法学概論	1・2		2				
法学（日本国憲法）	1・2		2				
政治学概論	1・2		2				
経済学概論	1・2		2				
国際関係概論	1・2		2				
世界史概論	1・2		2				
日本史概論	1・2		2				
地域史	1・2		2				
数学	1・2	2					
物理学	1・2	2					
化学	1・2	2					
生物学	1・2	2					
上記全科目より				12			
計				16			

専門教育科目（日本文学・表現コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
基礎 リテラシー	文章表現Ⅰ	1	2	2	文科共通科目
	文章表現Ⅱ	1	2	2	
	コミュニケーション論	1・2	2	2	
	プレゼンテーション論	1・2	2		
リテラシー	ことばの仕組みⅠ	1・2	2	2	
	ことばの仕組みⅡ	1・2	2		
	現代のことばⅠ	1・2	2	2	
	現代のことばⅡ	1・2	2		
リテラチャー	古典文学を読むⅠ	1	2	4	
	古典文学を読むⅡ	1	2		
	近代現代文学を読むⅠ	1	2		
	近代現代文学を読むⅡ	1	2		
	古典文学の研究Ⅰ	2	2	4	
	古典文学の研究Ⅱ	2	2		
	近代現代文学の研究Ⅰ	2	2		
	近代現代文学の研究Ⅱ	2	2		
	★ 日本文学の歴史	1・2	4	4	
	★ 文学とことばのセミナー	1	2	2	
	★ 文学とことばの卒業セミナー	2	4	4	
クリエイティブ	児童文学	1・2	2		
	映画・演劇論	1・2	2		
	サブカルチャー論	1・2	2		
	アニメの物語学	1・2	2		
	文学創作演習	1・2	2		
カルチャー	伝統文化論	1・2	2	文科共通科目	
	地域文化論	1・2	2		
	こども文化論	1・2	2		
	ジェンダー論	1・2	2		
	映像メディア論	1・2	2		
	出版メディア論	1・2	2		
	環境文化論	1・2	2		
	からだと健康	1・2	2		
キャリア	観光英語を学ぶⅠ	1・2	2	文科共通科目	
	観光英語を学ぶⅡ	1・2	2		
	漢字を学ぶ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅠ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅡ	1・2	2		
	キャリアアクティブワーク	2	2		
	キャリアデザイン演習	1	2		2
上記専門科目より 16 単位 (他学科・他コース開放科目 8 単位を含む・注)				16	

★通年科目

注・他学科科目は共通講座でエントリーした科目に限る。

専門教育科目（英語コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
リテラシー基礎	文章表現Ⅰ	1	2	2	文科共通科目
	文章表現Ⅱ	1	2	2	
	コミュニケーション論	1・2	2		
	プレゼンテーション論	1・2	2		
4 Skills	ReadingⅠ	1	1	1	
	WritingⅠ	1	1	1	
	ListeningⅠ	1	1	1	
	Oral EnglishⅠ	1	1	1	
	ReadingⅡ	1	1	1	
	WritingⅡ	1	1	1	
	ListeningⅡ	1	1	1	
	Oral EnglishⅡ	1	1	1	
	English for Special Purposes AⅠ	2	1	4	
	English for Special Purposes BⅠ	2	1		
	English for Special Purposes CⅠ	2	1		
	English for Special Purposes DⅠ	2	1		
	English for Special Purposes AⅡ	2	1		
	English for Special Purposes BⅡ	2	1		
English for Special Purposes CⅡ	2	1			
English for Special Purposes DⅡ	2	1			
Language & Literature	★ 英文法	1	2	2	
	★ 英語音声学	1	2		
	★ 英語学概論	1・2	4	4	
	★ 英米文学概論	1・2	4		
	英語学演習	2	1	3	
	英米文学演習	2	1		
	英語学研究	2	2		
	英米文学研究	2	2		
Business Skills	TOEIC 演習Ⅰ	1・2	1	1	
	TOEIC 演習Ⅱ	1・2	1	1	
	News EnglishⅠ	1・2	1	4	
	News EnglishⅡ	1・2	1		
	Business EnglishⅠ	1・2	1		
	Business EnglishⅡ	1・2	1		
	通訳法Ⅰ	1・2	1		
	通訳法Ⅱ	1・2	1		
	翻訳法Ⅰ	1・2	1		
	翻訳法Ⅱ	1・2	1		
★ 卒業セミナー	2	4	4		

★通年科目

(次ページへ続く→)

文科

(←前ページから)

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
カルチャー	伝統文化論	1・2	2		文科共通科目
	地域文化論	1・2	2		
	こども文化論	1・2	2		
	ジェンダー論	1・2	2		
	映像メディア論	1・2	2		
	出版メディア論	1・2	2		
	環境文化論	1・2	2		
	からだと健康	1・2	2		
キャリアサポート	観光英語を学ぶⅠ	1・2	2		文科共通科目
	観光英語を学ぶⅡ	1・2	2		
	漢字を学ぶ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅠ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅡ	1・2	2		
	キャリアアクティブワーク	2	2		
	キャリアデザイン演習	1	2		
上記専門科目より9単位 (他学科・他コース開放科目6単位を含む・注)				9	

★通年科目

注・他学科科目は共通講座でエントリーした科目に限る。



専門教育科目（心理学コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
リテラシー 基礎	文章表現Ⅰ	1	2	2	文科共通科目
	文章表現Ⅱ	1	2	2	
	コミュニケーション論	1・2	2	2	
	プレゼンテーション論	1・2	2		
自分を知る	自己開発トレーニング	1	2	2	
心理学の基礎を学ぶ	★心理学概論	1	4	4	Ⅰを履修していることが のぞましい。
	心理データ解析演習（SPSS）	1	2	8	
	発達心理学Ⅰ	1・2	2		
	発達心理学Ⅱ	1・2	2		
	社会心理学	1・2	2		
	臨床心理学Ⅰ	1・2	2		
	臨床心理学Ⅱ	1・2	2		
	健康心理学	1・2	2		
	カウンセリング論	1・2	2		
	教育心理学	1・2	2		
認知心理学	1・2	2			
人間を知る・学ぶ	コミュニケーション心理	2	2	4	
	こころと行動	2	2		
	性格とは何か	2	2		
	消費者の心理	1・2	2	2	
	アートと心理	1・2	2		
	音楽とこころ	1・2	2		
	文学に見る行動心理	1・2	2		
	★心理学卒業演習	2	2	2	
カルチャー	伝統文化論	1・2	2	文科共通科目	
	地域文化論	1・2	2		
	こども文化論	1・2	2		
	ジェンダー論	1・2	2		
	映像メディア論	1・2	2		
	出版メディア論	1・2	2		
	環境文化論	1・2	2		
	からだと健康	1・2	2		
キャリア	観光英語を学ぶⅠ	1・2	2	文科共通科目	
	観光英語を学ぶⅡ	1・2	2		
	漢字を学ぶ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅠ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶⅡ	1・2	2		
	キャリアアクティブワーク	2	2		
	キャリアデザイン演習	1	2		2
上記専門科目より 16 単位 (他学科・他コース開放科目 8 単位を含む・注)				16	

★通年科目

注・他学科科目は共通講座でエントリーした科目に限る。

文科

他コース開放科目

専攻	授 業 科 目	年 次	単 位	備 考
日本文学・表現コース	ことばの仕組みⅠ	1・2	2	
	ことばの仕組みⅡ	1・2	2	
	現代のことばⅠ	1・2	2	
	現代のことばⅡ	1・2	2	
	古典文学を読むⅠ	1	2	
	古典文学を読むⅡ	1	2	
	近代現代文学を読むⅠ	1	2	
	近代現代文学を読むⅡ	1	2	
	古典文学の研究Ⅰ	2	2	
	古典文学の研究Ⅱ	2	2	
	近代現代文学の研究Ⅰ	2	2	
	近代現代文学の研究Ⅱ	2	2	
	★ 日本文学の歴史	1・2	4	
	児童文学	1・2	2	
	映画・演劇論	1・2	2	
	サブカルチャー論	1・2	2	
	アニメの物語学	1・2	2	
	文学創作演習	1・2	2	
英語コース	English for Special Purposes AⅠ	2	1	
	English for Special Purposes BⅠ	2	1	
	English for Special Purposes CⅠ	2	1	
	English for Special Purposes DⅠ	2	1	
	English for Special Purposes AⅡ	2	1	
	English for Special Purposes BⅡ	2	1	
	English for Special Purposes CⅡ	2	1	
	English for Special Purposes DⅡ	2	1	
	★ 英文法	1	2	
	★ 英語音声学	1	2	
	★ 英語学概論	1・2	4	
	★ 英米文学概論	1・2	4	
	英語学演習	2	1	
	英米文学演習	2	1	
	英語学研究	2	2	
	英米文学研究	2	2	
	News EnglishⅠ	1・2	1	
	News EnglishⅡ	1・2	1	
	Business EnglishⅠ	1・2	1	
	Business EnglishⅡ	1・2	1	
通訳法Ⅰ	1・2	1		
通訳法Ⅱ	1・2	1		
翻訳法Ⅰ	1・2	1		
翻訳法Ⅱ	1・2	1		
心理学コース	発達心理学Ⅰ	1・2	2	
	発達心理学Ⅱ	1・2	2	
	社会心理学	1・2	2	
	臨床心理学Ⅰ	1・2	2	
	臨床心理学Ⅱ	1・2	2	Iを履修していることがのぞましい。
	健康心理学	1・2	2	
	カウンセリング論	1・2	2	
	教育心理学	1・2	2	
	認知心理学	1・2	2	
	コミュニケーション心理	2	2	
	ところと行動	2	2	
	性格とは何か	2	2	
	消費者の心理	1・2	2	
	アートと心理	1・2	2	
	音楽とところ	1・2	2	
	文学に見る行動心理	1・2	2	

## ■ 短期大学共通講座

### 「短期大学共通講座」とは何か

「短期大学共通講座」とは、生活科学科と文科の学生が、両科の垣根を越えて、自分に関心のある講座テーマを選択し、その講座テーマに属する教科を受講し、一定以上の単位を取得すると修了証が授与される制度です。

「短期大学共通講座」の教育目的は、「学生が主体的に講座テーマを選択し、そのテーマの複数科目を受講することで、その領域の問題意識を深め、また考察していく力を涵養する」ことです。つまり、その講座テーマの問題意識を深めてもらおうというのが、この講座の目標になります。

### 受講の方法

「短期大学共通講座」では、それぞれの講座テーマに属する該当科目は、両学科のみならず、教養教育科目も含めて用意しました。短期大学共通講座を受講する両学科の学生は、まず、講座テーマを選び、そのテーマに属する該当科目を最低8単位（4教科）以上受講することで、短期大学共通講座を修了することができます。

つまり、ひとつの講座テーマの該当科目を8単位以上受講すれば良いのです。ただし、この講座の修了条件として、学生自身が所属する科・コースとは別に、他学科もしくは他コースの科目を4単位以上受講しなければなりません。もうひとつの条件は、短期大学共通講座を取得したいという希望を、事前に提出しておかねばなりません。偶然に該当科目を8単位以上受講していたから「短期大学共通講座」を受講したというのでは、「講座修了証」はもらえません。

この講座を受講するためには、あらかじめ、講座テーマを選択し、そのテーマを選んだ理由を書いてエントリー（取得希望登録）します。エントリーの時期は、1年次の4月、9月、2年次の4月です。エントリーがあつて初めて「短期大学共通講座」を受講したと見なされますが、エントリーの際、未受講の科目が4単位以上なければなりません。1回につき一つの講座テーマしか選択出来ませんが、一つのテーマを修了した後は別のテーマにエントリーできます。

エントリーした共通講座を受講した学生は、他コース他学科科目4単位以上を含む8単位以上を取得し、所定の様式に基づいたレポートを「共通講座委員会」へ提出すれば、「講座修了証」を取得できます。

### 単位の所属

「短期大学共通講座」独自の科目（教科）というものはありません。「短期大学共通講座」で選択した科目の単位は、生活科学科・文科両学科のそれぞれのコースの卒業要件単位（62単位）を構成する「必修」「選択必修」「選択」科目の中に組み込まれています。「短期大学共通講座」の講座テーマの該当科目の内、他学科、もしくは他コースの科目については、両学科の専門教育科目の中の単位取得条件にある、選択科目の単位数の「他コースもしくは他学科から～単位」の範囲内において単位認定されます。ただし、他学科の科目については共通講座の科目のみの受講に限られます。

なお、念のために書きますが、この「短期大学共通講座」を選択しなくても、卒業要件62単位以上を修得すれば、卒業することは出来ます。言い換えますと、「短期大学共通講座」は必修ではなく、履修しなくても卒業することは可能、ということです。

短期大学共通講座

講座テーマ	ネット時代のソーシャルメディア	アートから見る世界
概要	ソーシャルメディア（電子掲示板、ブログ、ポッドキャスト、SNS等）は、様々なビジネスシーンにおいても活用され始め、消費生活においてもネットビジネスと消費者とを結ぶ新しいコミュニケーションツールとしてその存在価値を広げてきた。本講座を通して、ソーシャルメディアを中心とする新しいメディアを活用した社会の有り様、機能やコンテンツ、そして人間行動の理解を目標とする。	アートは、一般には芸術（服飾・文学・音楽）と訳されるが、身の回りの誰でも手がけることができるレベルから、プロが取り組む非常に完成度の高いものまであり、また、芸術学だけでなく、文学、音楽、心理学など多くの分野と関連している。アートの持つ特徴を理解しながら、この講座に属する授業を履修することを通じて、アートの視点から世界を眺める能力を身につけることを目指したい。
該当科目	メディア社会論（生活・メ） ソーシャルメディア論（生活・メ） メディアデザイン論（生活・メ） メディア心理学（生活・メ）  出版メディア論（文科・共） 映像メディア論（文科・共）  メディアと文化（教養） マーケティング（教養）	生活デザイン論（生活・デ） プロダクトデザイン論（生活・デ） ファッションデザイン論（生活・デ）  児童文学（文科・日） 文学創作演習（文科・日） アートと心理（文科・心） 音楽とこころ（文科・心）  芸術の世界（教養） デザインの現在（教養）

共通講座履修ルール

- 講座テーマを決定し、その中の「該当科目」から8単位以上（4科目）を履修するが、そのうち4単位以上（2科目）は、他学科・他コースから取得しなければならない。
- ① 他学科・他コースとは、自学科・自コース以外である。
  - ② 教養教育科目は、自学科・自コースとする。
  - ③ 生活科学の学生にとって「生活科学基礎系」の科目は、自学科・自コースである。表記は（生活・基）。
  - ④ 文科の学生にとって「リテラシー基礎」「カルチャー」「キャリアサポート」の科目は、自学科・自コースである。表記は（文科・共）。
  - ⑤ 生活にも文科にもある科目については、例えば（生活・メ、文科・心）とある科目は生活科学科メディア社会コース、文科心理学コースに所属する学生には自学科・自コースとなり、それ以外のコースの学生には他学科・他コースとなる。
  - ⑥ 各科目の表記は、以下のようになる。  
生活科学科 基礎系（コース共通） → （生活・基）  
生活科学科 メディア社会コース → （生活・メ）  
生活科学科 生活デザインコース → （生活・デ）  
生活科学科 食・健康コース → （生活・食）  
文科 全コース共通 → （文科・共）  
文科 日本文学・表現コース → （文科・日）  
文科 英語コース → （文科・英）  
文科 心理学コース → （文科・心）  
二科にある科目 ----- 例（生活・メ、文科・心）  
教養教育科目 → （教養）

講座テーマ	心と体の健康	日本文化とは何か	ことばと文学が創る世界	コミュニケーション
概要	「健康」とは、「体」の良好状態はもちろんのこと、「心」も健全でなければならない。前者は、食生活と生活習慣に係わり、後者は精神状態に係わる。体に関しては、食品の性質と調理法を理解して栄養に留意し、生活習慣を正しく守りたい。心に関しては、安定した精神状態を保ちたい。この講座では、心と体の健康状態を守るように、基本的知識を身につけることを目標とする。	日本の様々な文化についての知識を習得し、日本文化の特質について考える講座群である。日本文化といっても多様であるが、特に日本の伝統や日本人の精神性などについて考えたい。また、日本の現代文化についても考え、現代日本を理解する一助とする。日本文化の源流から、現在の若者文化までを勉強することにより、更に深く日本文化を考え直し、理解することを目指したい。	ことばによる表現文化、あるいは文学などを通して、様々なことを感じ、理解していく講座群である。ことばという切り口を通して、文学、芸術、あるいは歴史、社会といったものを見ていくことがこの講座群の目的であるが、とくに、そのような理解を通して言語表現に親しむことを目指したい。言葉や文学が、どれほど日本の文化や日本人の心の中に浸透しているかを理解することを目標とする。	意思の伝達、あるいは人と人との関わりとしてのコミュニケーションのあり方や、その方法などについて学ぶ講座群である。現代社会ほどコミュニケーションが求められている時代はないが、この講座群を通してコミュニケーションの大切さやその方法について学んでいく。人と人のコミュニケーションから社会が成立するわけであり、だれもがコミュニケーションの重要性を認識することを目指す。
該当科目	食生活論（生活・基） 心の健康（生活・基） 栄養学（生活・食） 調理学（生活・食） 食品学（生活・食）  からだ健康（文科・共） こころと行動（文科・心） カウンセリング論（文科・心）  衣食住の文化（教養） 健康の科学（教養） 心理学（教養）	伝統文化論（文科・共） 地域文化論（文科・共） 映画・演劇論（文科・日） サブカルチャー論（文科・日） アニメの物語学（文科・日）  民俗学（教養）	ことばの仕組みⅠ（文科・日） ことばの仕組みⅡ（文科・日） 現代のことばⅠ（文科・日） 現代のことばⅡ（文科・日） 古典文学を読むⅠ（文科・日） 古典文学を読むⅡ（文科・日） 近代現代文学を読むⅠ（文科・日） 近代現代文学を読むⅡ（文科・日） 古典文学の研究Ⅰ（文科・日） 古典文学の研究Ⅱ（文科・日） 近代現代文学の研究Ⅰ（文科・日） 近代現代文学の研究Ⅱ（文科・日） 児童文学（文科・日） 文学創作演習（文科・日） 英米文学研究（文科・英） 文学に見る行動心理（文科・心）  文学の世界（教養） 文学（教養）	メディア社会論（生活・メ） ソーシャルメディア論（生活・メ）  コミュニケーション論（文科・共） プレゼンテーション論（文科・共） 観光英語を学ぶⅠ（文科・共） 観光英語を学ぶⅡ（文科・共） 社会心理学（文科・心） コミュニケーション心理（文科・心） こころと行動（文科・心）  人間関係と自己表現（教養）

講座テーマ	人間関係と心理	女性と社会	クールジャパン	環境問題の現在
概要	現代社会における人間関係のあり方や、またその影響を受ける人間の心理について学ぶ講座群である。現代社会は、人間関係が希薄であるとか、あるいは、うまく関係を結べないという問題を抱えている。そこで人間の心理への知識を学ぶことを通して、人間関係の重要性を考えていく。自分の心はもとより、相手の心を見通す力も学び、人間関係をスムーズにする術を学ぶことを目指したい。	現代社会における女性の生き方や、女性であることが、社会にとってどういう意味を持つのか、それを自分がどうにかせるのか等について考えていく講座群である。男女平等の社会になりつつあるとはいえ、女性の社会進出の条件はまだ厳しい。また、女性性をどう評価していくのかという問題もある。社会における女性の立場について考え、21世紀を生きる新しい女性像を学ぶことを目指す。	日本の文化は、古代より世界の先進的な文学・芸術・技術を海外より吸収することにより発展してきた。ところが21世紀になり、日本発のアニメ・マンガ・ゲーム・ファッション等が、世界の若者たちに大変な影響を及ぼしていることに気づいた。他にも考えれば、世界へ進める日本文化に、伝統芸能、和食、先端テクノロジー等がある。日本の誇れる文化を、今一度見直すことを目指したい。	科学や技術によって文明を発展させてきた人類は、今やまさにそれ故に、物理的・社会的な環境問題に直面し、世界の将来像を描けない状況になってしまった。この講座では、身近な食事、住まい、消費行動から、地域や社会に至るさまざまな広がりの中で、人間と環境との関わりについて学び、環境問題に対して正しい理解と行動ができる市民になる能力を身につけることを目指したい。
該当科目	心の健康（生活・基） メディア心理学（生活・メ）  社会心理学（文科・心） 発達心理学Ⅰ（文科・心） 発達心理学Ⅱ（文科・心） 臨床心理学Ⅰ（文科・心） 臨床心理学Ⅱ（文科・心） カウンセリング論（文科・心） 教育心理学（文科・心） コミュニケーション心理（文科・心） こころと行動（文科・心） 性格とは何か（文科・心） アートと心理（文科・心） 音楽とこころ（文科・心） 文学に見る行動心理（文科・心）  人間関係と自己表現（教養） 心理学（教養）	消費者の心理（生活・メ、文科・心）  女性と健康（生活・食）  ジェンダー論（文科・共）  人間とは何か（教養） 女性と社会（教養） 社会学概論（教養） ライフプランとキャリアプラン（教養）	映像メディア論（文科・共） 映画・演劇論（文科・日） サブカルチャー論（文科・日） アニメの物語学（文科・日）  芸術の世界（教養）	環境と消費（生活・基） 快適住環境論（生活・デ） サステナブル社会論（生活・メ）  環境文化論（文科・共） 地域文化論（文科・共）  環境・科学の諸課題（教養） 生活環境とアメニティ（教養）

講座テーマ	生活とコミュニティ	国際理解	キャリアプラン
概要	地縁や血縁によって形成されてきた伝統的なコミュニティは、ネット・コミュニティの出現により、時間的、空間的な制約を超えたものへと変化した。一方、阪神淡路、東日本大震災においては、市民活動を通じたコミュニティの重要性が再認識された。本講座では、人間と社会との関わりをコミュニティという視点から追究し、コミュニティ活動への参加意識を醸成することを目標とする。	比較文化や国際関係の現状、あり方について学んでいく講座群である。日本文化と異文化との比較を通して、異文化理解の面白さや、難しさといったものを学ぶ。また、グローバリズムが叫ばれるなかで、日本の社会が国際化に直面する際に、どんな問題が生じているのか等について考える。ワールド・イシュー（グローバル問題）について視野を広げ、その問題解決に努力することを目指す。	卒業後の自分の具体的な将来像をどう描くのか、それを考えるための心構えや、必要となる知識、スキル等を学ぶ講座群である。この講座群を通して、社会に出た後の自分の生き方のイメージを作り、また、他者とのコミュニケーション力を身につけ、自分の将来のキャリアについて考える。21世紀は、女性が社会で活躍する時代であり、「女性の自立」という問題について熟考することを目指す。
該当科目	消費者の心理（生活・メ、文科・心）  サステナブル社会論（生活・メ）  地域文化論（文科・共） 伝統文化論（文科・共）  生活環境とアメニティ（教養） 地域社会と福祉（教養） 社会学概論（教養） 人文地理学（教養）	メディア社会論（生活・メ） ソーシャルメディア論（生活・メ）  伝統文化論（文科・共） 地域文化論（文科・共） 映画・演劇論（文科・日） サブカルチャー論（文科・日） アニメの物語学（文科・日） 英米文学研究（文科・英）  比較文化の視点（教養） 国際関係の諸課題（教養） 文化人類学（教養） 国際関係概論（教養） 世界史概論（教養）	消費者の心理（生活・メ、文科・心）  メディア心理学（生活・メ） メディア社会論（生活・メ）  出版メディア論（文科・共） 映像メディア論（文科・共） 観光英語を学ぶⅠ（文科・共） 観光英語を学ぶⅡ（文科・共） 秘書実務を学ぶⅠ（文科・共） 秘書実務を学ぶⅡ（文科・共） 漢字を学ぶ（文科・共） 社会心理学（文科・心）  マーケティング（教養） ライフプランとキャリアプラン（教養） 企業・組織の仕組み（教養）

該当科目の中から、他コース他学科科目4単位以上を含む8単位以上を履修すると、そのテーマの「講座修了証書」が授与されます。

生活科学科の科目で共通講座の該当科目に含まれる科目

系・コース	文科にもある科目	科目名	年次	単位	講座テーマ												
					ネット時代のソーシャルメディア	アートから見る世界	心と体の健康	日本文化とは何か	ことばと文学が創る世界	コミュニケーション	人間関係と心理	女性と社会	クールジャパン	環境問題の現在	生活とコミュニティ	国際理解	キャリアプラン
基礎系		食生活論	1・2	2			○										
		心の健康	1・2	2			○			○							
		環境と消費	1・2	2									○				
メディア社会		メディア社会論	1	2	○					○					○	○	
		ソーシャルメディア論	1	2	○					○					○		
		サステイナブル社会論	2	2									○	○			
		メディアデザイン論	1	2	○												
		メディア心理学	2	2	○						○						○
	○	消費者の心理	1	2									○		○		○
生活デザイン		生活デザイン論	1	2		○											
		プロダクトデザイン論	2	2		○											
		ファッションデザイン論	1	2		○											
		快適住環境論	1	2									○				
食・健康		調理学	1	2			○										
		栄養学	1	2			○										
		女性と健康	2	2							○						
		食品学	1	2			○										

文科の科目で共通講座の該当科目に含まれる科目

コース	生活科学科にもある科目	科目名	年次	単位	講座テーマ												
					ネット時代のソーシャルメディア	アートから見る世界	心と体の健康	日本文化とは何か	ことばと文学が創る世界	コミュニケーション	人間関係と心理	女性と社会	クールジャパン	環境問題の現在	生活とコミュニティ	国際理解	キャリアプラン
コース共通		コミュニケーション論	1・2	2						○							
		プレゼンテーション論	1・2	2						○							
日本文学・表現		ことばの仕組みⅠ	1・2	2					○								
		ことばの仕組みⅡ	1・2	2					○								
		現代のことばⅠ	1・2	2					○								
		現代のことばⅡ	1・2	2					○								
		古典文学を読むⅠ	1	2					○								
		古典文学を読むⅡ	1	2					○								
		近代現代文学を読むⅠ	1	2					○								
		近代現代文学を読むⅡ	1	2					○								
		古典文学の研究Ⅰ	2	2					○								
		古典文学の研究Ⅱ	2	2					○								
		近代現代文学の研究Ⅰ	2	2					○								
		近代現代文学の研究Ⅱ	2	2					○								
		児童文学	1・2	2		○			○								
		映画・演劇論	1・2	2				○					○			○	
		サブカルチャー論	1・2	2				○					○			○	
	アニメの物語学	1・2	2				○					○			○		
	文学創作演習	1・2	2		○			○									
英語		英米文学研究	2	2					○							○	

コース	生活科学系にもある科目	科目名	年次	単位	講座テーマ													
					ネット時代のソーシャルメディア	アートから見る世界	心と体の健康	日本文化とは何か	ことばと文学が創る世界	コミュニケーション	人間関係と心理	女性と社会	クールジャパン	環境問題の現在	生活とコミュニティ	国際理解	キャリアプラン	
心理学		発達心理学Ⅰ	1・2	2							○							
		発達心理学Ⅱ	1・2	2							○							
		社会心理学	1	2						○	○							○
		臨床心理学Ⅰ	1・2	2							○							
		臨床心理学Ⅱ	1・2	2							○							
		カウンセリング論	1・2	2			○				○							
		教育心理学	1・2	2							○							
		コミュニケーション心理	2	2						○	○							
		こころと行動	2	2			○			○	○							
		性格とは何か	2	2							○							
	○	消費者の心理	1	2								○			○			○
		アートと心理	1・2	2		○					○							
		音楽とこころ	1・2	2		○					○							
		文学に見る行動心理	1・2	2					○		○							
コース共通		伝統文化論	1・2	2				○							○	○		
		地域文化論	1・2	2				○					○	○	○			
		ジェンダー論	1・2	2							○							
		映像メディア論	1・2	2	○								○					○
		出版メディア論	1・2	2	○													○
		環境文化論	1・2	2									○					
		からだと健康	1・2	2			○											
		観光英語を学ぶⅠ	1・2	2						○								○
		観光英語を学ぶⅡ	1・2	2						○								○
		漢字を学ぶ	1・2	2														○
		秘書実務を学ぶⅠ	1・2	2														○
	秘書実務を学ぶⅡ	1・2	2														○	



## Ⅱ 全学科に共通する事項

### 1. 学籍について

学籍とは、学生として身分を有することを意味し、本学の入学試験に合格して入学手続きを完了した者に、本学への入学が許可され、本学学生としての学籍が与えられます。在学中に本人の氏名・本籍地・現住所・保証人（外国人留学生は在日保証人）等の変更があった場合は、学生課にただちに届け出てください。

(1) 学籍番号は入学時に決定し、原則として在学中は変更しません。学校に提出する書類には、氏名とともに学籍番号を必ず記入することになっています。

(2) 学籍番号は次のような仕組みになっています。

例)

19	アルファベット	000	H = 生活科学科
入学年度	学部区分	個人番号	A = 文科

### 2. 学生証

(1) 学生証は、学生の身分を証明する重要なものです。常に携帯し、本学教職員の請求があった場合は呈示しなければなりません。学生証は、以下の場合に必ず必要になりますので、毎日必ず持参してください。

①授業の出席情報の登録

②試験を受ける際の身分確認

③各種証明書の交付

・証明書や学割証は、本館2階・3号館ロビーに設置の証明書自動発行機より発行します。

④情報処理演習室における印刷物のプリントアウト

⑤図書館の利用

(2) 学生証は他人に貸したり、譲ったり、出席情報登録などにおける悪用その他の不正使用をしてはなりません。不正使用した場合、学則（第54条）に反したとして厳しく処分されます。また、紛失、盗難にあって悪用されないよう十分注意してください。卒業、退学等により学生としての身分が消滅した場合は、学生証を教務課に返却してください。

(3) 学生証の記載事項に変更があった場合、および学生証を紛失した場合はただちに教務課へ届け出てください。特に学外での紛失・盗難の場合は、悪用される危険性があるので、最寄りの警察にも届けておくようにしてください。個人情報に登録されている大変重要なものですから、卒業時まで大切に扱ってください。

### 3. 学籍異動

長期欠席・休学・退学する場合は、早めに担任または教務課に相談してください。

#### A 休学・復学（学則第34条、第35条）

- (1) 病気その他やむを得ない理由によって1学期以上就学できない場合は、保証人連署のうえ願い出て、休学の許可を得なければなりません（病気の場合は診断書を添付）。
- (2) 休学期間はその年度内とし、願いによって引き続き1年以内休学することができます。
- (3) 休学期間は卒業するまで通算して生活科学科と文科は2年を超えることはできません。
- (4) 休学期間は学則に定められている修業年限および在学年数に算入されません。
- (5) 休学期間中は納入金の半額が免除されます。
- (6) 休学期間が終了して再び就学を希望する場合は、保証人連署のうえ「復学願」を提出して許可を得なければなりません。復学の時期は学期の始めとします。

#### B 退学（学則第36条）

病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければなりません。ただし願い出た期日を含む学期の授業料等の学費を納入していなければなりません。

#### C 除籍（学則第38条の2）

次のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て除籍されます。

- (1) 学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない場合
- (2) 学則に定める在学年限を超えた場合
- (3) 学則に定める休学期間を超えた場合
- (4) 長期間にわたって行方不明の場合
- (5) 所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない場合

#### D 再入学（学則第38条）

退学した者または除籍となった者が2年以内に申し出て選考のうえ許可を得た場合は、再入学することができます。ただし、再入学の時期は学年の始めとします。

なお、在学年限を満たして退学または除籍となった場合は該当しません。

### 4. 学費

- (1) 学費は、毎年下記の期限までに、保証人宛に郵送される振込み用紙により銀行に振り込んでください。授業料等の学費の納入期限は次のとおりです。

前期分	4月30日
後期分	10月20日

上記期限内に納入されない時は除籍の対象となり、学生としての身分を失うことになります。不測の理由で期限までに納入できない場合は、教務課に「学費延納願」を提出し、許可された場合は納入期限を延長することができます。

ただし、延長することができる期限は、前期分は6月30日まで、後期分は12月31日までです。いずれも学費納入期限内に願い出た場合のみに、その理由により許可されます。

- (2) 学費納入済みの学期を過ぎて退学を願い出る場合は、4月30日までに「退学願」が提出された場合は3月31日に、10月20日までに提出された場合は9月20日にさかのぼって退学を許可します。ただし、前記期限を過ぎて願い出た場合は、除籍となります。なお、除籍期日は前年度の3月31日または当該年度の9月20日付けとなります。

## 5. 単位および授業期間

### (1) 単位について

授業科目は、単位制度により所定の単位数が定められています。本学学則第16条に示す通り、1単位は45時間の学修を必要とする授業内容をもって構成することを標準とし、それぞれの授業科目の単位数は授業形態や授業内容によって異なります。1単位あたりの学修時間の考え方は次のとおりです。

1 単位あたりの授業形態別の学修時間の考え方（45 時間）

授業形態		総授業時間	単位数	学修時間（1 単位当）	
				授業時間（1 単位当）	予習復習時間
講義 演習	A	週 1 コマ（2 時間）で授業 時間 2 時間 × 15 回 = 30 時間	2 単位	15 時間	30 時間
	B	週 1 コマ（2 時間）で授業 時間 2 時間 × 15 回 = 30 時間	1 単位	30 時間	15 時間
実験 実習 実技	A	週 2 コマ（4 時間）で授業 時間 4 時間 × 15 回 = 60 時間	2 単位	30 時間	15 時間
	B	週 1.5 コマ（3 時間）で授業 時間 3 時間 × 15 回 = 45 時間	1 単位	45 時間	

1 コマは、2 時間 = 90 分授業です。

### (2) 授業期間について

1 年間に授業を行なう期間は、原則として 35 週ですが、本学では学則第 6 条に示す通り、前期および後期の二学期にわけて実施しています

前期	4 月 1 日～9 月 20 日
後期	9 月 21 日～3 月 31 日

### (3) 開講期間と科目の区分について

授業科目には、開講する期間に応じて次のような区分があります。

区 分	開 講 期 間
通年科目	年間を通して実施
半期科目	前期だけ、または後期だけで完結
集中講義	短期間に集中して実施

## 6. 授 業

### (1) 授業時間

平常の授業は、授業時間割表に従って次の時間で行なわれます。授業は通常1時限単位で行なわれますが、実験・実習科目等で1.5時限や2時限の授業もあります。

時限	時間
1時限	9:00～(9:45)～10:30
2時限	10:50～(11:35)～12:20
3時限	13:20～(14:05)～14:50
4時限	15:10～(15:55)～16:40
5時限	17:00～(17:45)～18:30

### (2) 休講・補講

授業担当者がやむを得ない理由で授業を休講する場合は、**kyonet**（共立女子大学・共立女子短期大学教育ネットワークシステム）より伝達します。休講情報がなく、始業時より30分以上経過しても連絡のない場合は、教務課に連絡して、その指示に従ってください。

授業が休講となった場合、補講を行なうことになっています。補講は主として土曜日の午後または補講調整日に行ないます。

### (3) 授業への出席と遅刻・早退・欠席の取扱い

#### 《授業への出席》

- ・ 授業には必ず出席してください。単位を修得するためには、授業に全て出席することが前提となります。
- ・ 授業に出席したら、出席情報登録システムのカードリーダー（教室のドア付近に設置）に学生証を当ててください。出席の情報は、授業担当者が出席情報を正しく把握するために使用します。
- ・ カードリーダーは、教室、演習室、実験・実習室のドア付近にあります。100人以上収容の教室には2つ取り付けてあります。
- ・ 出席情報登録システムへの「出席」としての登録は、授業開始時刻10分前から授業開始時刻までです。

（例）1限の場合 8:50～9:00

- ・自身の出席情報は、通称 **kyonet** で確認することができます。
- ・授業によっては、カードリーダーによる出席情報の登録ができない場合があります。その場合は、授業担当者の指示に従ってください。
- ・学生証を忘れた場合は、その旨を直接授業担当者へ申し出てください。

#### 《遅刻・早退》

- ・授業開始時刻から 20 分を経過するまでは遅刻の扱いとなります。
- ・出席情報登録システムへの「遅刻」としての登録は、授業開始時刻 1 分後から 20 分を経過する前までです。これを過ぎると「受付終了」と表示されます。  
(例) 1 限の場合 9:01 ~ 9:19
- ・「受付終了」後は、欠席扱いとなりますが、必ずカードリーダーに学生証を当ててください。学生証を当てた時刻が記録されます。
- ・電車などの遅延で遅刻または受付終了となった場合、授業後すぐに授業担当者へ申し出てください(遅延証明書があれば、裏面に学籍番号と名前を記入して提出するようにしてください。なお、取り扱いは授業担当者に任されています)。
- ・止むを得ず授業を早退する場合は授業担当者とその旨を伝えてください。
- ・遅刻・早退は3回をもって欠席1回に換算されます。

#### 《欠席》

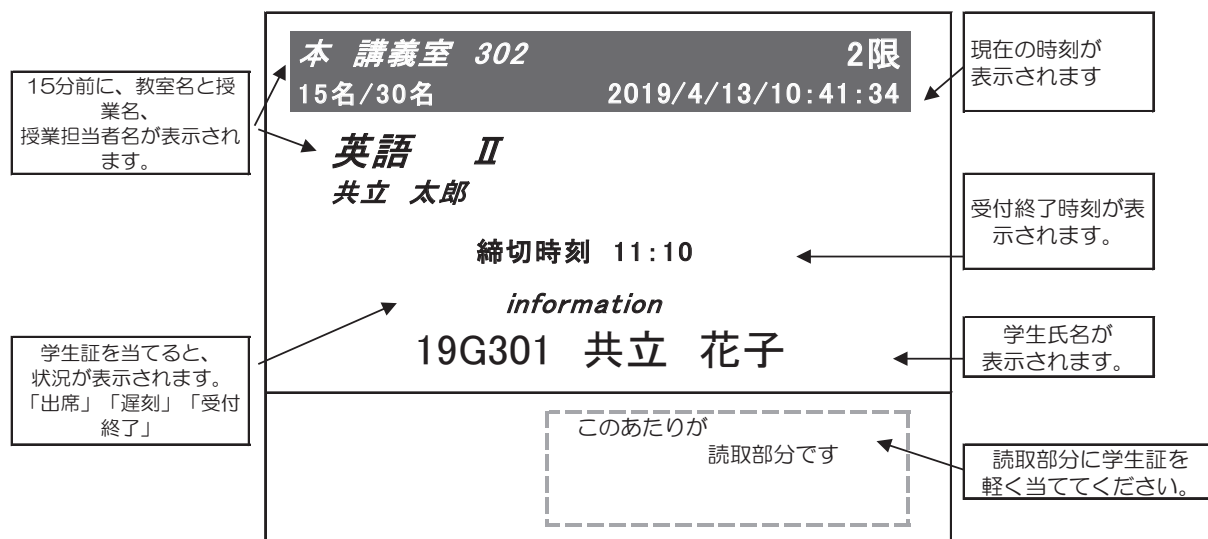
- ・本学の試験規程により「当該授業科目の出席時間数が原則として授業総時間数の 2/3 以上あること」が受験資格の条件の一つとなっています。
- ・本学では公欠の取り扱いはありません。いかなる理由(忌引き、実習、就職活動等)でも欠席を出席とすることはしません。ただし以下の届け出に関しては、試験の受験資格に抵触する場合に授業担当者によって配慮されることがあります。

○病気やけがなどで一週間以上続けて欠席する場合

教務課にある所定の用紙「欠席届」による届け出が必要です。

○就職活動における欠席届

＜カードリーダーの画面と登録方法＞



★何度学生証を当ててもエラーが出る場合は、カードの不良、または正しく履修登録がされていない可能性があります。すぐに教務課で確認してください。

(4) 緊急事態発生時の授業・試験等の取り扱い

緊急事態（天候・交通機関等）が発生した場合の授業・試験等の取り扱いは、**kyonet**、学内放送、ホームページ (<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/>) で伝達します。

停電などの非常時は Facebook、Twitter を含めて伝達します。

緊急時には上記の方法でかならずご確認ください。

なお、台風接近時に限り、授業等の実施について、「開講」または「休講」の通知を 1 日に 2 回、以下のとおり連絡することがあります。

通知内容	通知時間
「午前授業」(1・2時限)の実施について または「終日休講」の実施について	午前6時30分までに
「午後授業」(3・4・5時限)の実施について	午前10時50分までに

備考：①前日から台風の接近が予測される場合、前もって通知する旨を **kyonet**、ホームページにて連絡します。

②気象状況等の急変により、その他措置を行う場合はその都度連絡します。

## 7. 履修登録

### 履修登録とは

各自が作成した授業時間割をもとに、履修しようとする科目を届け出ることをいいます。

履修登録されていない科目は、授業を受けることも、また試験を受けて単位修得することもできません。

履修登録は、指定された期間に1年間に履修するすべての科目を、**kyonet**（共立女子大学・共立女子短期大学教育ネットワークシステム）の**Web**履修登録により行います。学内の情報演習室に設置されたパソコンやロビー等に設置されたインフォメーションPCから入力できる他、インターネットを利用できる環境でしたら自宅のパソコンやスマートフォンからも入力できます。

「**Web**履修登録」の詳細は、オリエンテーション期間中のガイダンスでお知らせします。

履修登録期間は、履修しようとする科目や所属する年次等によりあらかじめ指定されますので、期日内に履修登録を確定する必要があります。

履修登録の流れの手順に沿って、履修登録を行ってください。わからないことがあった場合は、教務課へ相談、またはオリエンテーション期間中の「履修相談」の時間を利用してください。

### 履修登録の流れ

#### <前期履修登録>

- ① オリエンテーション期間中の各ガイダンスに出席し、注意事項を確認します。
- ② 『履修ガイド』の<卒業に必要な最低単位数>と<カリキュラム表>を熟読します。
- ③ 必修科目や選択必修科目、選択科目を確認し、それぞれの配当年次を考慮しながら、卒業時までの履修計画をたてます。
- ④ 履修しようとする科目の授業内容を共立シラバスで確認します。
- ⑤ 履修しようとする科目の開講曜日・時限を **kyonet** またはホームページの時間割で確認します。
- ⑥ 前期・後期・通年各科目単位数の合計が履修上限単位数内に収まるように、1年間の履修計画をたてます。（授業の予習・復習する時間を考えて、38～40単位を目安に計画することをおすすめします）
- ⑦ 履修しようとする科目の履修条件を確認します。
- ⑧ 各自が履修しようとする時間割を下書き用紙に書き出します。  
必修・選択必修科目→選択科目の順に時間割に書き込みます。  
必修・選択必修科目は、高学年に進んでから単位不足に気づき、卒業年次になってから、多くの科目を履修することのないように、配当年次で履修することをおすすめします。
- ⑨ **kyonet** の「学生時間割表」でクラス指定された授業を確認します。  
（時限を重複して登録はできませんので、下書き用紙に書き出した時間割に変更が必要か確認し、計画を立て直してください。）
- ⑩ 履修しようとする「抽選登録」の科目を指定された期間中に **kyonet** で履修登録します。（抽選にもれた場合は、他の曜日・時限の科目を選択するか、次年度に履修してください。）
- ⑪ 指定された期間に **kyonet** でその他の1年間分の科目を履修登録します。
- ⑫ **kyonet** の「学生時間割表」で、再度登録した科目を確認し、必修科目など登録し忘れないかチェックします。
- ⑬ 時間割が確定したら、テキスト販売一覧を見て、一覧に載っているテキストは、指定の期間内に指定の方法で購入します。一覧にない科目については、授業担当者に確認してください。
- ⑭ 授業開始4週目経過後（予定）の一定期間内に「履修中止期間」を設けています。履修を中止したい授業科目がある場合、アカデミックアドバイザー（次頁参照）に履修相談をし、認められた場合に中止できます。

<後期履修について> ※後期開講科目のみ対象

- ① 授業開始から4週目経過後（予定）に履修中止期間が設けられます。

#### 履修登録上の注意

- (1) 1年間に履修登録できる単位の上限は原則として44単位までです。
- ・認定単位（入学前既修得単位、本学が開設する認定科目の単位）はこの中に含まれません。
  - ・後期に追加登録する場合、前期の不合格（D評価またはX評価）単位数も登録上限単位に含まれます。
  - ・履修中止にする場合、中止にした科目の単位数も履修登録上限単位に含まれます。
  - ・生活科学科『チャレンジゼミナール』の単位は含みません。
- 2年次の後期には、通年科目を含めて4単位以上履修しなければいけません。
- 他コース・他学科科目も履修できますが、修得した単位は12単位を上限として専門教育科目選択科目に含めることができます。
- (2) 授業によっては履修者数を制限したり、履修するクラスを指定する場合があります。原則として配当されている授業科目を履修してください。ことわりなく他のクラスを登録すると、履修を取り消されることがあります。
- (3) 上級年次配当の授業科目は履修できません。低年次に配当された科目であればいつでも履修可能です。
- (4) 登録した科目の中止は履修中止期間以外は認められません。
- (5) 単位を修得した授業科目は再度登録することはできません。
- (6) 登録した授業科目は放棄せず、履修して試験を受けてください。登録した科目を放棄したり、試験を受けなかった場合は、評価対象外（X）として不合格になります。
- (7) 履修した科目の評価がDまたはXの場合は、再度履修して試験に合格しなければ単位は与えられません。
- (8) 受講人数が制限されている実験・実習・演習科目は所属コースの学生の履修が優先されるため、他コースの学生は受講できない場合があります。
- ・生活科学科—実験・実習・演習科目は導入時の授業が大切なので、最初の2回分の授業を欠席した場合、受講できない場合があります。
- (9) 履修者が少ない授業科目は、他のクラスとの合併、もしくは休講となる場合があります。
- (10) 履修登録に関する変更がある場合は、オリエンテーション時に説明しますので、毎年必ずガイダンスに出席してください。

#### <アカデミックアドバイザー>

本学には、アカデミックアドバイザー制度があります。アカデミックアドバイザーとは、履修相談や、成績を向上させるための方策を一緒に考えてくださる専任教員のことです。履修や授業に関することでわからないことなどがあれば、相談してください。

なお、履修中止の申請を希望する場合、アカデミックアドバイザーの承認が必要となります。

#### <オフィスアワー>

本学ではオフィスアワーを定めています。オフィスアワーとは、教員が学生の訪問を受けるために研究室などあらかじめ指定した場所に待機している時間帯のことです。

履修に関することや進路、学生生活全般に関する質問・相談をすることが出来ます。各教員のオフィスアワーは、**kyonet**にて、確認してください。

なお、会議や出張等により在室できない場合もあります。

オフィスアワー以外の時間帯でも教員の研究室等を訪問することが出来ます。



## 8. 既修得単位の認定

他の短期大学または大学、高等専門学校、その他を卒業または中途退学し、新たに本学科の1年次に入学した場合、修得済みの単位を、生活科学科および文科は30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定される場合があります。

認定を希望する学生は所定の期日までに教務課まで願い出てください。

## 9. 試験

試験は学則にもとづき大学が学生に対して授業科目所定の課程修了を認定する方法です。試験に合格した場合は授業科目所定の単位を与えます。不合格の場合は再履修して、試験に合格しないと単位は与えられません。

### (1) 試験の方法

試験はそれぞれの授業科目に応じて、筆記・口述・レポート・論文・作品の制作・実技等によって行ないます。

### (2) 試験の種類

試験の種類は次のとおりです。

種 類	内 容
平 常 試 験	授業担当者が学修の到達度を確認するために授業内で行う試験をいいます。
定 期 試 験	授業とは別に設けた定期試験期間に行う試験をいいます。定期試験期間は学年暦（kyonetの「リンク集」に掲載）に示しています。
追 試 験	病気その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した学生のうち、所定の手続きをした者に対して行う試験です。
再 試 験	卒業期の学生で試験に不合格となり卒業できない者のうち、教授会の許可を得たものに対して行う試験です。
再 評 価 試 験	1年次で試験または追試験に不合格となった者に対して行う試験です。 (生活科学科のみ)

### (3) 受験資格

受験資格は次の通りです。受験資格のない者が試験を受けても無効であり、単位は与えられません。

- (1) 当該科目の履修登録をしていること。
- (2) 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上あること。なお、遅刻、早退は3回をもって欠席1回に換算します。
- (3) 当該期の学費を納入していること。

## (4) 追試験

- (1) 病気、交通機関の事故等による遅れやその他やむを得ない理由により定期試験を欠席する場合は、当該試験科目の**開始前に教務課**へ連絡してください。本人が連絡できない場合は、代理人（父母またはそれに代わる者、ただし友人は不可）でかまいません。

連絡先は「CAMPUS GUIDE」の窓口・手続き案内を参照してください。

- (2) 該当する科目の定期試験終了後5日以内（5日目が日曜日の場合は前日の土曜日正午まで）に**欠席理由を証明するもの**（病気で医師の診療を受けた場合は病院の領収書等）を添え、教務課に「追試験願」を提出してください。
- (3) 時間割の見間違い等、本人の怠慢、不注意による場合は、追試験を受けることができません。
- (4) 前期の定期試験の追試験は8月～9月に（通年の科目については実施しない場合もあります。）、後期定期試験の追試験は2月中に行ないます。
- (5) 追試験の成績は2割以内の範囲で減点されます。

※ 追試験の受験料は1科目につき2,000円です。

## (5) 再試験

- (1) 再試験は卒業期学生を対象に行われるものです。原則として最終の試験の結果、卒業要件単位に達しない者のうち、卒業年度の不合格科目（D）の単位数が生活科学科は10単位、文科は12単位以内で、教授会の許可を得た者が受験することができます。
- (2) 出席不良、レポート未提出の理由で評価対象外（<sup>エックス</sup>X）と判定された科目は再試験の対象となりません。
- (3) 再試験の受験が認められた場合は、2月中旬に教務課から連絡します。再試験は2月下旬に実施されます。
- (4) 受験する者は、教務課に「再試験願」を提出してください。
- (5) 再試験で合格した場合の評価は「C」になります。

※再試験の受験料は1科目につき3,000円です。

## (6) 再評価試験（生活科学科）

- (1) 再評価試験は、試験、追試験を受けて、既修得単位数が20単位以上、24単位未満で、不合格科目（評価D）単位数が、既修得単位数とあわせて進級に必要な単位数以上である1年次の学生が受けることができます。
- (2) 受験できる科目数は、進級に必要な単位数までとします。
- (3) 再評価試験に対する追試験は行いません。
- (4) 受験する学生は、教務課に「再評価試験願」を提出して下さい。
- (5) 再評価試験で合格した場合の評価は、「C」になります。

※再評価試験の受験料は1科目につき、3,000円です。

夏休み等に海外旅行（研修）をする場合は、試験等と重ならないよう計画を立ててください。旅行等で試験を受けられない者に対して特別の試験や追試験の資格は与えられません。また、期末試験終了後の春休みに海外旅行（研修）をする場合は、オリエンテーション、履修登録に間に合うように注意してください。

## (7) 試験中の不正行為

試験中、不正行為があった場合は学則により教授会の議を経て懲戒処分されます。

懲戒処分は、訓告、停学および懲戒処分としての退学とし、当該学生および保証人に対しその旨が通知されます。

懲戒となった学生は次の資格を失います。

- ①不正行為のあった科目の当該年度における受験資格
- ②諸資格に関する科目の履修登録および資格の申請

## (8) レポートの提出

レポートの提出は、**kyonet** を使った **Web** 提出のほか、紙による提出等があります。詳細については授業担当者の指示にしたがってください。なお、紙による提出の場合、「レポート提出票」(教務課備付)を貼付し、提出してください。

## (9) 受験の際の注意事項

1. 試験場においてはすべて監督の指示に従い、これに反した場合は退場を命ぜられます。
2. 学生証は写真が見えるようにして通路側の机の上に置いてください。  
学生証を携帯していない者は、受験が許可されないのので、試験当日、学生証を忘れた場合は事前に教務課に申し出て「試験受験許可証」の交付を受けてください。
3. 筆記用具のみを机に出して、その他の物は袋・バッグ等に入れてください。  
携帯電話等は電源を切ってください。
4. 受験中の私語や、物品の貸借は禁止です。
5. 受験した場合はどのような理由があっても答案用紙を提出してください。提出しない場合は不正行為に準じて処罰されます。
6. 試験場への入場は不可抗力による場合、30分以内の遅刻に限り認められます。ただし、試験時間は延長されません。30分以上遅刻した場合はただちに教務課に連絡してください。
7. 試験に関する連絡は時間割等発表後も変更する場合がありますので、注意してください。

## (10) 成績

<評価>

履修した授業科目の評価は、試験の結果等によって判定され、合格した場合に科目所定の単位が与えられます。評価の基準は下記のとおりです。

合否	評価	点数	評価の基準	グレード・ポイント (GP)(※3)	成績証明書の記載
合格	S	100～90点	到達目標を超えたレベルを達成している	4.0	S
	A	89～80点	到達目標(※1)を達成している	3.0	A
	B	79～70点	到達目標と単位修得目標の間にあるレベルを達成している	2.0	B
	C	69～60点	単位修得目標(※2)を達成している	1.0	C
不合格	D	59点以下	単位修得目標を達成できていない	0.0	記載されません
	X	受験資格なし、試験放棄、レポート未提出等		0.0	
合格	P	認定	単位認定の要件を満たしている	対象外	P

※ 1 到達目標…授業で扱う内容を示す目標です。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要としています。

※ 2 単位修得目標…授業を履修した学生が最低限身につける内容を示す目標です。到達目標を達成するにはさらなる学修を必要としている段階です。

※ 3 グレードポイント (GP) …各科目の成績をその評価に応じて 5 段階に分けてポイント化したものです。

(1) 前期終了科目は後期授業開始前後に、通年科目と後期終了科目を含めた当該年度のすべての成績および GPA 値は **kyonet** で確認することができます。

(2) 単位の修得について疑問のある場合は、指定された期間に教務課に申し出て確認してください。

#### <GPA>

本学では、学生の主体的な学習を支援し、その学習成果に関しては厳正な成績評価を行っています。さらに学生が自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切な履修計画とそれに基づく真剣な学習に役立つように、履修した全科目の成績の平均を数値で表した GPA (Grade Point Average/ グレード・ポイント・アベレージの略) を算出しています。高等学校の評定平均のように学業結果を総合的に判断する指標となります。

この GPA は、学習の質を評価する成績評価の国際標準となっており、合格した科目だけではなく、不合格や受験不可の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴のひとつです。したがって、学生には自分の履修に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

また、教員は学生の履修指導に GPA を活用します。履修指導以外にも、進学時・就職時の推薦基準や、奨学金支給等の参考資料として活用します。

#### (1) GPA の主な内容

GPA は、学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したものです。本学の GPA の算出式は下記に示すとおりです。

①履修登録科目の成績に応じて与えられた各科目のグレード・ポイントに、各科目の単位数をかけて合計します。

②①で得られた値を履修登録科目の総単位数で割り、四捨五入により小数点第一位まで表示したものが GPA となります。

$$\frac{(\text{科目の成績評点 [GP]} \times \text{単位数}) + (\text{科目の成績評点 [GP]} \times \text{単位数}) + \dots}{\text{登録科目の総単位数 (「D」「X」の単位数も含む)}}$$

※ 「P (認定)」は、計算式に含みません。

※ 不合格科目 (D 評価) や放棄科目 (X 評価) は、計算式に含みません。

③ GPA は **kyonet** の成績照会から確認できます。成績証明書には通算 GPA が記載されます。

※ GPA 計算は GPA 計算期日 (前期は 9 月中旬、後期は 2 月中旬) までに確定した成績に基づいて計算されます。

#### ④ GPA の活用について

1) GPA が低い学生に対しては、次の対応を行います。

a. 学期の GPA が 1.4 以下となった学生に対しては、本人を呼び出し、アカデミックアドバイザーによる注意と指導を行います。

b. 学期のGPAが2学期連続1.4以下を、または在学期間のうち、3学期分がそれ以下となった学生に対しては、本人および保証人（保護者等）を呼び出し、アカデミックアドバイザーによる注意と指導を行います。

c. 学期のGPAが3学期連続1.4以下を、または在学期間のうち、4学期分がそれ以下となった学生に対しては、学生の状況に応じ、成業の見込みを教授会で審議の上、退学を勧告する場合があります。

2) GPAが高く、学業が特に優秀と認められる学生に対しては、教授会で審議の上、表彰を行うことがあります。

#### ⑤履修中止制度について

履修登録をしたものの、授業内容が学修したいものと異なっていたり、授業を理解するための基礎知識が不足していることなどの理由により、履修を継続することが難しく、単位の修得が困難であると考えられる場合、不合格となることでGPAが下がることを回避するために、履修中止制度が設けられています。

履修中止は、授業開始4週目経過後に、本人が教務課に理由書を提出し、問題がない場合のみ履修中止ができ、科目の登録が取り消されます。

前期は、前期開講科目と通年科目、後期は、後期開講科目が履修中止の対象となります。ただし、必修科目および学部・学科で中止不可科目として指定した科目は履修中止対象外となります。

履修中止を行わず、学期途中で履修を放棄した場合は不合格となります。不合格後に履修中止を行うことはできません。

## 10. 進 級

### 生活科学科

1年次終了時の修得単位数が24単位未満の場合は2年次に進級できません。なお、既修得単位数が20単位以上の場合は再評価試験により、進級できる場合があります（詳細は56P）。

### 文科

1年次終了時の修得単位数が20単位未満の場合は2年次に進級できません。

## 11. 海外留学・研修

### (1) 海外留学

	「留学規程」による留学	「休学」による留学
種 類	(1) 交換留学 (2) 派遣留学 (3) 一般留学 (留学先) ①協定校* <sub>1</sub> ②提携校* <sub>2</sub> ③認定校* <sub>3</sub>	留学先の大学等は限定しません。
資 格	本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得した者 留学する前年度(応募時)に応募基準の語学力を取得する必要があります。	全学生(学則第34条の規定範囲内)に適用
手 続 き	(1) 留学2ヵ月前までに書類を提出 「留学願」「留学計画書」「入学許可書」あるいは「受入許可書」「大学案内」等 (留学期間中に、許可された留学条件を変更する必要がある場合には、すみやかに教務課に連絡をとってください。) (2) 帰国後1ヵ月以内に書類を提出 「帰国届」「学業成績証明書」「在学期間証明書」等	(1) 留学1ヵ月前までに書類を提出 「休学願」 (2) 帰国後、学期の始まる1ヵ月前までに書類を提出 「復学願」
期 間	原則として6ヵ月あるいは1年間 在学年数に算入する期間は1年間を限度とします。 <卒業は延期となります>	6ヵ月から、延長も含め2年間許可されますが、その期間は進級止となります。 <帰国後も同年度>
継続履修	留学年度の前期に履修した授業科目を、留学期間(1年内)をはさみ、次年度後期に継続して履修することができます。 「継続履修願」(留学前に提出)	継続履修はできません。
単位認定	外国の大学等において修得した単位のうち、本学教授会が適当と認めたものは、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認めることができます。 「単位認定願」 「履修した授業科目のシラバス」等	/
本学への留学中の納入金	(1) 授業料 交換留学……全額免除 派遣留学……半額免除 一般留学……半額免除 (2) 施設設備維持費等……全額納入	(1) 授業料……半額免除 (2) 施設設備維持費等……半額免除
本学奨学金	本学国際交流奨学金制度に応募ができます。	奨学金は受けられません。

・上記留学手続きは、教務課にて速やかに行ってください。

\*<sub>1</sub> 中国…東北電力学院(吉林)、東北師範大学/長春大学/吉林大学(長春)、復旦大学(上海)、清華大学/北京大学(北京)、西安交通大学(西安)、山東農業大学(泰安)、中国人民大学(北京)、広東外語外貿大学(広州)  
アメリカ合衆国…ペンシルベニア大学(フィラデルフィア)、コーネル大学(ニューヨーク州イサカ)  
ネブラスカ大学(ネブラスカ州リンカーン)、ハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジ(ハワイ)  
イギリス…ウエストロンドン大学(ロンドン) スイス…ジュネーブ大学(ジュネーブ)  
フランス…イナルコ大学(フランス国立東洋言語文化大学)(パリ) ギリシャ…イオニア大学(コルフ島)  
ベナン共和国…アボメカラビ大学(アボメカラビ市)  
インドネシア…マラナタ・キリスト教大学(西ジャワ州バンドン) ポーランド…ヤギェウォ大学(クラクフ)  
交換留学は、ジュネーブ大学、イナルコ大学、中国人民大学、広東外語外貿大学において実施。

\*<sub>2</sub> イギリス…リーズ大学、オックスフォード・ブルックス大学、国際市民コレッジ(パーミンガムCIC)

カナダ…ウィニペグ大学  
アメリカ合衆国…セントラルワシントン大学  
オーストラリア…クイーンズランド大学

\*<sub>3</sub> 大学および大学付属の語学学校であることを基本的な要件とし、プログラムの内容を勘案して決定します。認定手続には時間がかかりますから、十分に注意して下さい。

・詳細は、国際交流室までお問合せください。

## (2) 海外研修

海外研修は、夏季及び春季休暇中に海外の協定校等で行われる予定の本学主催の短期集中授業です。

1. 目的 外国語の修得と異文化体験
2. 研修地
  - <夏季>
  - アメリカ ハワイ大学 カピオラニ・コミュニティカレッジ (ハワイ)
  - フランス アンジェ西部カトリック大学 (アンジェ)
  - <春季>
  - 中国 広東外語外貿大学 (広州)
3. 研修期間 <夏季> 8月上旬から約3～4週間  
<春季> オーストラリア 2月中旬～3月上旬  
中国 3月上旬～3月中旬
4. 研修内容 語学研修、アクティビティ  
宿泊先：学生寮またはホームステイ (研修先により異なります。詳細は国際交流室までお問合せください。)
5. 単位認定 教養教育科目「自己開発」(2単位)が認定されます。但し単位認定には帰国後所定の申請が必要です。単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。詳細は、共立シラバスを参照してください。
6. 申込場所 国際交流室 (本館2階学生課内)
7. 申込期限 詳細は、**kyonet** および本館2階または4階掲示板にてお知らせします。
  - ・スケジュールに耐えられる体力のない方、団体行動に適さないと本学が判断した場合は、研修開始直前あるいは開始後であっても参加をお断りすることがあります。
  - ・中国研修の参加希望者は、可能な限り、「基礎中国語 (入門)」を履修するか、同等程度の中国語を習得し、海外研修が実り豊かになるように準備してください。
  - ・世界情勢その他の理由により、研修を中止することもあります。また、上記2および3の内容を変更することがあります。
  - ・春季研修に参加した卒業期の学生については、単位は認定されません。

## 12. 科目等履修

卒業要件単位を取得して卒業したのち、在学中に履修できなかった科目を、科目等履修生として履修することができます。

- ・ 手続き場所：教務課
- ・ 出願期間：前期および後期授業開始前
- ・ 手続きに要する費用：科目等履修登録料 = 16,000 円          科目等履修料 = 1 単位につき 12,000 円  
手続きを完了した者には、「科目等履修生証」を交付します。
- ・ 授業および試験に関しては正規の学生と同一の規程を適用します。
- ・ 科目によっては履修が認められないこともありますので、手続き時に確認してください。
- ・ 履修することができる授業科目の単位数は、30 単位までです。
- ・ 履修した授業科目に出席し、試験（レポートを含む）を受けて合格した場合は、教授会の議を経て単位が与えられ、必要のある場合は単位取得証明書を発行します。
- ・ 短大在学中に学部で 1・2 年生に開講する科目を科目等履修生として受講し、単位を取得することもできます。詳細は教務課にお問合せください。

## 13. 編入学

短期大学等を卒業して 4 年制の大学に中途入学することを編入学といいます。

編入先の大学を卒業するには、卒業に必要な単位数から認定単位数（短大で修得した単位のうち編入学時に認められた単位数）を差し引いた残りの単位数を 2 年間（または 3 年間以上）で修得することになります。編入学はおよそ以下のように行なわれます。

### 共立女子大学へ編入学する場合

---

入試事務室が担当しています。学内の編入学制度には、「特別推薦編入学」と「一般編入学」があります。「試験要項」については、6 月初旬に **kyonet** でご案内します。

#### 1. 編入学することができる学部、学科、コース

家政学部一被服学科 / 食物栄養学科（食物学専攻のみ） / 建築・デザイン学科

文芸学部一文芸学科（日本語日本文学 / 英語英米文学 / フランス語フランス文学 / 劇芸術 / 造形芸術 / 文芸教養 / 文芸メディアの各コース）

国際学部一国際学科

#### 2. 募集人員、試験方法、認定単位数等の詳細は、「編入学試験要項」を参照してください。

### 他大学へ編入学する場合

---

就職進路課が担当しています。推薦編入学受験可能な大学の試験情報については、希望者に **kyonet** でご案内します。推薦・一般とも入試時期は大学により異なります。

編入学に関する資料は、就職進路課の資料室で閲覧することが可能です。6 月と 10 月には「編入学ガイダンス」を実施し、基本的な情報収集から筆記対策まで詳しい説明があります。



## 14. 履修に関するQ & A

**Q：卒業要件単位について説明してください。**

**A：** 卒業するために必要な最低の修得単位数をいいます。決められた合計単位数を修得するだけでなく、授業科目区分ごとに定められた必要単位を修得しなければなりません。  
所属学科の卒業要件「卒業に必要な最低単位数」を参照してください。

**Q：選択必修について説明してください。**

**A：** 必ず履修し、単位を修得しなければならない必修科目に対し、指定された複数の科目から決められた単位数を修得する科目をいいます。  
卒業に必要な単位以上に修得した単位は選択単位に含まれます。

**Q：履修登録科目を変更したいのですが。**

**A：** 原則として、一度登録した科目を変更することはできません。履修登録は十分確かめたうえで手続きをしてください。

**Q：2年次で1年次に設置されている科目を履修することができますか？**

**A：** 自分の年次より高年次に設置されている科目を履修することはできません。一方、低年次に設置されている科目は履修することができますが、できるだけ設置されている年次で単位を修得するよう心がけてください。

**Q：不合格になった科目を再度登録することはできますか？**

**A：** 不合格になった科目（評価：D、X）は、翌年度以降に登録することができます。また、不合格になった科目が前期科目の場合は、指定期間内に、同年度の後期に追加して登録ができます。ただし、合格した科目を再度登録することはできません。

**Q：授業を欠席しなければならなくなった場合、どうすればいいでしょうか？**

**A：** 本学では、授業欠席に対する特別な扱いはありませんが、やむを得ない理由で欠席しなければならないことが事前に分かっている場合は、授業担当者に連絡してください。また、病気等で急に欠席してしまった場合は、次の授業の際に授業担当者に申し出てください。  
1週間以上続けて欠席する場合は、「欠席届」を出してください。期末試験の受験資格に抵触することもありますので、やむを得ない理由以外の欠席はしないよう注意してください。

**Q：病気や、やむを得ない理由で試験に欠席するときはどうすればいいでしょうか？**

**A：** かならず**試験開始前に教務課**に連絡をし、指示を受けてください。連絡先は学生手帳、**kyonet**でお知らせしています。

**Q：教養教育科目を要件単位以上履修した場合はどうなりますか？**

**A：** 余裕があれば履修するのはかまいませんが、卒業要件になるのは各学科のカリキュラム表に記載してある単位までです。

**Q：他コース科目は制限単位以上履修することはできますか？**

**A：** 他コースの科目は、生活科学科では12単位まで、文科では8単位（英語コースは6単位）まで卒業要件に含めることができます。それ以上は、卒業要件には入りませんが、履修することができます。

## Ⅲ. 諸規程等

1. 共立女子短期大学学則
2. 共立女子短期大学学位規程
3. 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程
4. 生活科学科再評価試験に関する内規（抜粋）
5. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程
6. 共立女子大学・短期大学留学規程
7. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程
8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程

# 1. 共立女子短期大学学則

## 第1章 総 則

第1条 本短期大学は、学生の主体的な学びを育み、専門の学芸を教授し、職業または实际生活に必要な能力と幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

2. 前項の規定に基づき、本短期大学の各科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、第3条に定める。

第1条の2 本短期大学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

2. 前項に関する規定は別に定める。

3. 本短期大学は、第1項の措置に加え、本短期大学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

第1条の3 本短期大学は、教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

## 第2章 学科の組織および修業年限

第2条 第1条の目的を達成するため、本短期大学に生活科学科および文科をおく。

第3条 第3条 第1条第2項の規定に基づき、本学の各科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

### (1) 生活科学科

生活科学科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身の積極的な学習意欲を引き出し、社会において自立した人間として活躍するために、生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、家庭および社会において、生活者としてそれらを活用する能力を養い、豊かな教養に基づき、思いやりのある誠実で協調性に富んだ女性を育成する」ことである。

### (2) 文科

文科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身が自らの将来を切り開いていくために自ら積極的に学ぼうとする意欲を引き出し、ひとりの自立した人間として成長していくための、表現する能力、コミュニケーションの能力、理解する力、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養し、そして、他者を思いやり人のために尽くす生き方ができるような誠実で友愛に溢れた人間性を持つ女性を育成する」ことである。

第4条 生活科学科および文科の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は各修業年限の2倍を限度とする。

### 第3章 学年、学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（10月18日）
- (3) 夏季休業日（7月28日から9月20日まで）
- (4) 冬季休業日（12月21日から翌年1月7日まで）
- (5) 春季休業日（3月20日から4月7日まで）

ただし、休業日においても必要ある場合は授業を行なうことがある。

2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 教職員組織

第8条 本短期大学に学長、科長および主任をおく。

2. 本学に副学長をおくことができる。

3. 学長、副学長、科長および主任の職務は次の各号の通りとする。

- ①学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ②副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ③科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- ④主任は、科長を助け、命を受けて学科に関する校務をつかさどる。

第9条 本短期大学に教授、准教授、講師、助教および助手をおく。

第10条 本短期大学に事務職員をおく。

第11条 本短期大学に教授会をおく。教授会は学長および教授をもって構成する。ただし、必要がある場合は准教授、講師および助教を加えることができる。

2. 本短期大学に全学共通教育委員会をおく。全学共通教育委員会については、別に定める。

第12条 教授会は短期大学に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ①学生の入学、卒業および課程の修了
- ②学位の授与
- ③前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2. 教授会は、前項に規定するもののほか、短期大学の教育研究に関する事項について審議し、および学長、科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第5章 授業科目および単位数

第13条 生活科学科および文科の授業科目は教養教育科目および専門教育科目に分ける。

第14条 生活科学科の授業科目および単位数は別表第1の通りとする。

第15条 文科の授業科目および単位数は別表第2の通りとする。

第15条の2 削除

第16条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第16条の2 1年間の授業を行なう期間は試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第16条の3 本短期大学は、学生に対して、授業の方法および内容ならびに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2. 本短期大学は、学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第16条の4 本短期大学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

## 第6章 履修方法

第17条 各学科の授業科目は教授会の定める教育課程に従い、各年次に配当する。学生は原則として、各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

第18条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年始め所定の期日までに届け出なければならない。

第19条 学生は所属の学科によって、それぞれ次の単位を含めて62単位以上修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目  
    (生活科学科) 14単位  
    (文科) 16単位
- (2) 専門教育科目  
    生活科学科 48単位  
    文科 46単位

2. 削 除

3. 第1項に定める単位数のうち、生活科学科および文科においては、他学科の別に定める授業科目および他短期大学との間で協定を結んだ単位互換科目について修得した単位を6単位を限度として、教養教育科目として認めることができる。

第19条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について、30単位を超えない範囲で本短期大学において修得したものとみなすことがある。

2. 前項の規定は、学生が、外国の短期大学または大学に留学する場合および外国の短期大学または大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3. 前2項の規定については別に定める。

第19条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本短期大学における授業科目の履修とみなし、必要な単位を与えることがある。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3. 前2項の規定については別に定める。

第19条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学に入学する以前に短期大学または大学において修得した単位（第40条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学において修得したものとみなすことがある。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし必要な単位を与えることがある。

3. 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条の2第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合においては第19条の2第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4. 前3項の規定については別に定める。

第20条 削 除

## 第7章 別 科（生活科学専修）

第21条から第27条 削 除

## 第8章 学生定員

第28条 各学科の学生定員は次の通りとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	100名	200名
文科	100名	200名

## 第9章 入学、休学、復学、退学、転学、編入学、転科、留学、再入学および除籍

第29条 入学の時期は学年の始めとする。

第30条 本短期大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
- (6) 学校教育法施行規則第150条4号において文部科学大臣の指定した者。
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第31条 入学志願者に対しては選抜試験を行なう。

第32条 入学志願者は、入学志願書および出身学校長から提出する調査書を所定の期日までに提出し、本学則第52条に規定する入学検定料を納入しなければならない。

第33条 選抜試験に合格し、所定の期日までに本学則第52条に規定する納入金を納め、保証人連署の誓約書を提出した者に対して入学を許可する。

2. 保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
3. 本短期大学は保証人として不適当と認めるときは、その変更を命ずることがある。
4. 学生が保証人を変更するときは、新旧保証人連署してただちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

第34条 病気その他止むを得ない理由によって1学期以上就学できない者は、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願い出によって、引き続き1年以内休学することができる。

2. 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。
3. 休学の期間は本学則第4条に規定する修業年限および在学年数に算入しない。

第35条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。

2. 復学の時期は学期の始めとする。

第36条 病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。ただし、願い出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければ



ならない。

第 37 条 他の短期大学から本短期大学に転学を志願する者があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2. 本短期大学から他の短期大学に転学を志願する者があるときは、願い出の理由によって、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第 37 条の 2 本短期大学に編入学を志願する者（学校教育法の規定により、大学への編入学が認められた専修学校専門課程を修了した者。）があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第 37 条の 3 削 除

第 37 条の 4 本短期大学の学生で他の学科へ転科を願い出る者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2. 転科に関する必要事項は、別に定める。

第 37 条の 5 外国の短期大学あるいはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者は、教授会の議を経て留学することができる。

2. 前項の留学期間は、1 年を限度として在学年数に算入することができる。

3. 留学に関する必要事項は、別に定める。

第 38 条 本学則第 36 条によって退学した者または第 38 条の 2 第 1 号、第 3 号から第 5 号の規定により除籍された者が、2 年以内に再入学を願い出るときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することができる。ただし、入学の時期は本学則第 29 条によるものとする。

2. 再入学に関する規定は別に定める。

第 38 条の 2 次の各号に該当する者は教授会の議を経て除籍する。

- (1) 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者
- (2) 本学則に定める在学年限を超えた者
- (3) 本学則に定める休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

2. 前項各号の取扱いについては別に規定を定める。

第 39 条 学生が住所、氏名および本籍地を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

## 第 10 章 科目等履修生、単位互換履修生、外国人学生および委託生

第 40 条 本学則第 30 条の各号の一に該当する者が、本短期大学の授業科目中その一部について履修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 他の大学又は短期大学の学生で、大学間もしくは複数の大学との間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望するものがあるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することができる。

3. 科目等履修生、単位互換履修生として履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与えること

ができる。

4. 科目等履修生、単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 41 条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学則第 52 条に規定する科目等履修登録料および科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

第 42 条 削 除

第 43 条 削 除

第 44 条 外国公館の証明のある外国人で、入学を志願する者があるときは、特別の選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

第 45 条 他の大学、短期大学または公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、これを許可することがある。

第 46 条 外国人学生および委託生の授業料その他の納入金については、科目等履修生に準ずる。

第 47 条 科目等履修生、外国人学生および委託生については、本章の規定のほか正規の学生に関する規定を準用する。

## 第 11 章 課程修了の認定

第 48 条 授業科目修了の認定は試験による。

第 49 条 試験の方法は、筆記試験のほか、口述試験、レポート、論文、作品および実技等による。

2. 試験の成績は、S・A・B・C・Dをもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

3. 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

4. 試験に不合格となった授業科目については、再履修しなければ試験を受けることができない。

第 50 条 病気その他止むを得ない理由によって試験に欠席した者は、所定の期日までに願い出て許可を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

## 第 12 章 卒業および学位の授与

第 51 条 本短期大学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、本学則第 19 条に規定する単位数を別表第 1 および第 2 の中から修得しなければならない。

第 51 条の 2 本短期大学に2年以上在学し、本学則に規定する授業科目および単位数を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2. 削 除

第 51 条の 3 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第13章 学費その他

第52条 入学金、授業料、施設設備維持費、実験実習料、科目等履修登録料および科目等履修料の納入額および納入方法は別表納入額第1の1の通りとする。

2. 入学検定料は別表納入額第1の2の通りとする。

第53条 本人および保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

第53条の2 経済的理由によって授業料等学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者またはその他止むを得ない事情があると認められる者で、当該学科を経て願い出たときは、授業料等学費の徴収を猶予することがある。

2. 授業料等学費の徴収の猶予に関する規程は別に定める。

第53条の3 休学の場合は在籍料として授業料、施設設備費、実験実習料の半額を納めなければならない。

2. 申し出の時期については別に定める。

第53条の4 学期の途中で退学を願いでた場合、納入済みの授業料、施設設備費、実験実習料は返還しない。未納の場合は納入しなければならない。

2. 申し出の時期については別に定める。

第54条 授業料等の学費を納入していない者は試験を受けることができない。

第55条 第56条 第57条 第58条 削除

## 第14章 賞罰

第59条 学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

第60条 本短期大学教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第15章 図書館および研究所

第61条 本短期大学に図書館をおく。

2. 図書館に関する規程は別に定める。

第61条の2 本学に総合文化研究所をおく。

2. 総合文化研究所に関する規程は別に定める。

## 第 16 章 公開講座

第 62 条 公開講座は教授会の議を経て随時開設する。

## 第 17 章 学生寮

第 63 条 本短期大学に学生寮を付設する。

2. 学生寮に関する規程は別に定める。

附 則

本学則は昭和 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。

〈省略〉

附 則

1. この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 26 年度以前に入学した者については、従前の例による。
3. 第 28 条の規定にかかわらず、平成 27 年度の生活科学科の収容定員は、270 名とする。
4. 第 28 条の規定にかかわらず、平成 27 年度の文科の収容定員は、270 名とする。

附 則

1. この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 27 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 28 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 29 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 30 年度以前に入学した者については、従前の例による。

## 別表納入額第1の1

### 納入額

	生活科学科	文科
入 学 金	150,000 円	150,000 円
授 業 料 (年額)	750,000 円	750,000 円
施 設 設 備 維 持 費 (年額)	390,000 円	360,000 円
実 験 実 習 料 (年額)	50,000 円	—
科 目 等 履 修 登 録 料	16,000 円	16,000 円
科目等履修料(1単位につき)	12,000 円	12,000 円

### 納入方法

1. 授業料および施設設備維持費、実験実習料は半額ずつ前期分は4月30日まで、後期分は10月20日までに納入するものとする。
2. 2年次以降の納入金は、新入学者の納入金（入学金を除く。）と同額とする。
3. 最低在学年限を超過した学生の納入金は、当該学生の前年度納入金と同額とする。
4. 休学期間中は当該年度納入金の半額を免除する。
5. 留年者の学費納入取り扱い基準
  - 卒業要件不足単位数が10単位以内は納入金の年額の4分の1とする。
  - 卒業要件不足単位数が11単位から25単位は納入金の年額の2分の1とする。
  - 卒業要件不足単位数が26単位以上は納入金の年額とする。
6. 再入学者の入学金は徴収しない。

## 別表納入額第1の2

	生活科学科	文科
入 学 検 定 料	35,000 円	35,000 円

- \* センター入試利用者の検定料は15,000円とする。
- \* 併設校センター特別入試の検定料は15,000円とする。
- \* 「一般入試全学統一方式」特別割引について以下の通りとする。
  - ・ 複数出願する大学学部の検定料は一学部につき10,000円とする。
  - ・ 複数出願する短期大学の検定料は一学科につき5,000円とする。
- \* 短期大学で複数出願する場合の検定料は、40,000円とする。
- \* 一般入試3月日程〔統一方式〕（建築・デザイン学科を除く）を複数出願する場合は、「一般入試全学統一方式」特別割引に準ずる。
- \* 併設高校出身者（既卒者を含む）が共立女子大学・短期大学を受験するにあたって、2つ以上の入学試験もしくは2学部・科以上を受験する場合、35,000円以上の検定料は徴収しないこととする。
- \* 一旦納入された入学検定料は返金しない。ただし、下記の事由に該当する場合は申請により返還することがある。
  - ・ 入学検定料を納入したが、出願しなかった場合
  - ・ 出願が受理されなかった場合
  - ・ 入学検定料を誤って二重もしくは過剰に納入した場合

## 2. 共立女子短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び共立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第51条の3の規定に基づき、共立女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活科学

文科

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第51条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記（別紙様式Ⅰ）を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2. 平成18年度以前に入学した者については第2条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項に定める別紙様式Ⅰに関する改正規程は、平成28年3月15日から施行する。

別紙様式Ⅰ

第〇〇〇〇〇〇〇号	共立女子短期大学学長	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	平成 年 月 日	〇 〇 〇 〇	短期大学士（〇〇〇）の学位を授与する	本学〇〇科所定の課程を修め本学を卒業したので	印	氏名	学位記
									年 月 日生	

### 3. 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程

本学学則に規定する試験に関する事項を次のように定める。

#### (試験の定義)

第1条 試験は、学則に基づき、大学が学生に対し授業科目所定の課程修了を認定する方法である。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

#### (試験の種類)

第2条 本学において実施する試験は、定期試験、平常試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、学期末または学年末の所定の期間内に行う。

3 平常試験は授業の一環として、授業内において適宜実施する。

4 追試験は、病気その他止むを得ない理由によって、定期試験に欠席し、所定の許可を得た者に対して行う。

5 追試験に関する細則は別に定める。

6 再試験は、卒業期の学生で試験の結果不合格となり、卒業要件に達しなかった者のうち、教授会の許可を得た者に対して行う。

7 再試験に関する細則は別に定める。

#### (試験の方法)

第3条 試験は、筆記試験、レポート、口述試験、報告書、論文、作品及び実技等の方法によって行う。

#### (試験の実施)

第4条 定期試験、追試験、再試験は、本規程及び試験実施に関する内規等に基づき授業科目担当者が実施する。

2 授業科目担当者は、本規程に基づき、試験問題の出題、試験監督及び答案の採点を行う。

#### (試験監督)

第5条 定期試験の試験監督は、当該授業担当者が行うものとし、必要に応じて助手その他の職員が当たる。

2 試験監督は、試験が厳正かつ公正に行われるよう当該試験を管理する。

#### (定期試験の運営)

第6条 定期試験の運営は、教務課が当たる。

2 教務課は、本規程及び試験運営に関する内規等に基づき、定期試験実施の準備、定期試験問題及び答案の管理・受け渡し、試験中における事故の処理等を行う。

#### (受験資格)

第7条 受験資格は、次の条件を充たした者に与える。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていること
- (2) 当該授業科目の出席時間数が原則として授業総時間数の2/3以上あること
- (3) 当該期の学費を納入していること

#### (試験中の不正行為)

第8条 試験は厳正に行われるものとし、試験中に学生の不正行為があった場合は教授会の議を経て懲戒する。

2 試験中の不正行為に関する細則は別に定める。

附 則

この規程は平成元年4月1日から施行する。又、昭和39年12月1日施行の試験規程はこれを廃止する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。



## 4. 生活科学科再評価試験に関する内規

第1条 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程第2条に定める試験に不合格（評価D）になった科目がある1年次の学生は、再評価試験を受けることができる。

2 再評価試験に対する追試験は行わない。

第2条 再評価試験の受験資格は、既修得単位数が20単位以上、24単位未満の者が有する。

2 当該年次の不合格科目（評価D）単位数が、既修得単位数とあわせて進級に必要な単位数以上でなければならない。

第3条 受験できる科目数は、進級に必要な不足単位数までの科目数とする。

第4条 再評価試験を受けようとする学生は、所定の再評価試験願を教務課に提出しなければならない。

第5条 再評価試験に該当する学生は、本学所定の受験料を納入しなければならない。

第6条 再評価試験の採点提出期日は、原則として再評価試験の行われた日とする。

第7条 再評価試験に合格した場合の評価は「C」とする。

附則

本内規は平成24年4月1日より施行する。

附則

本内規は平成29年4月1日より施行する。

## 5. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程

（目的）

第1条 この規程は本大学院・大学・短期大学に在籍する学生で、学業成績・人物ともに優れ、勉学意欲があるにもかかわらず、家計が急変するなど修学が困難になった学生を支援する給付奨学金（以下「奨学金」という）について必要事項を定める。

（資格）

第2条 本学大学院・大学・短期大学に在籍（大学院学則第8章・大学学則第9章・短期大学学則第10章に該当する学生を除く）し、次のいずれかに該当する学生を対象とする。ただし、他の給付奨学金との併用は認めない。

- (1) 家計支持者の死亡・失職・廃業・大幅な収入減等の家計事情の急変により修学が困難になった学生
- (2) 家計支持者が火災・風水害等の災害により修学が困難になった学生

(給付額および期間)

第3条 奨学金は、当該年度の学費（授業料・施設設備維持費・実験実習料）の半額相当分もしくは状況に応じて全額相当分を上限金額として給付するものとし、学費に充当する。

2. 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、最短修業年限に限り次年度以降も再出願することができる。

(奨学生数)

第4条 年間の採用数は特に定めない。

(申請)

第5条 所定の申請書に家計が急変したことを証明できる書類を添付し、学生課に提出する。なお、申請の受付は随時とする。

(選定および決定)

第6条 学生課は申請書を取りまとめ学生委員会に提示し、学長は学生委員会の議を経てこれを決定する。

2. 学生課は奨学生の採用の可否を本人に通知する。

(奨学金の取消しおよび返還)

第7条 当該学生が学則によって懲戒処分を受けたとき、あるいは休学・退学等学籍に異動があったときは、学長に報告のうえ奨学金の取り消しまたは返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は常務理事会の承認を得るものとする。

付 則 この規程は平成18年12月1日から施行する。

付 則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

付 則 この規程は平成23年3月29日から施行する。

付 則 この規程は平成25年4月1日から施行する。

## 6. 共立女子大学・短期大学留学規程

(目的)

第1条 この規程は、共立女子大学大学院学則第57条の2第3項、共立女子大学学則第31条の2第3項および共立女子短期大学学則第37条の5第2項の規定に基づき、共立女子大学大学院・共立女子大学・共立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学あるいはこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(留学先)

第2条 学生が留学できる外国の大学等は、次のとおりとする。

- (1) 協定校－教育・学術研究に関する相互交流協定を締結した外国の大学等
- (2) 提携校－学生の派遣に関する覚書を取り交わした外国の大学等
- (3) 認定校－(1)、(2)以外で、学生が留学を希望する外国の大学等で本学が認定するもの

## (留学の定義と種類)

第3条 留学とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 交換留学－学内選考を経て、協定校のうち学生の相互交流に関する協定を締結した大学等において、授業科目を履修すること
- (2) 派遣留学－学内選考を経て、協定校および提携校において、授業科目を履修すること
- (3) 一般留学－(1)、(2)以外で外国の大学等において、授業科目を履修すること

## (留学資格)

第4条 留学する者は、本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得していることを原則とする。ただし、大学院はこの限りではない。

## (留学許可申請)

第5条 留学を希望する者は、原則として留学を開始する2ヵ月前（長期休暇中の場合は、この期間を除く。）までに、次の書類を本学に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「留学願」および「留学計画書」
- (2) 留学先が発行する「入学許可書」あるいは「受入許可書」等
- (3) 留学先の概要を示す「大学案内」等（一般留学の場合のみ提出）

## (留学の選考および許可)

第6条 留学の許可は、本学教授会の議を経て学長が決定する。

2 第3条第1項第1号及び2号に該当する学生の選考は、大学・短期大学国際交流委員会が行う。

## (留学期間と在学年数への算入)

第7条 留学期間は、原則として半期あるいは1年とし、在学年数に算入する期間は1年を限度とする。

## (継続履修)

第8条 留学年度に履修登録をし、半期の履修を終了した授業科目を帰国年度以降の半期に継続して履修することを「継続履修」という。継続履修は本学教授会の承認のもとに通年の履修として認めることができる。

- 2 担当教員がその授業を担当していない場合、また該当する科目が開講されていない場合は、代替科目の措置がとられる場合がある。
- 3 継続履修は、1年を超える留学には認められない。
- 4 留学開始の学年に履修登録した授業科目の成績は、継続履修の終了まで保留として処理される。

## (留学中に修得した単位の認定)

第9条 外国の大学等において修得した単位のうち、本学教授会が適当と認めたものは、大学院は修士課程および博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位、大学は60単位、短期大学は30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認めることができる。

- 2 外国の大学等において修得した単位の認定を希望する者は、次の書類を本学に提出し教授会の承認を得なければならない。
  - (1) 本学所定の「単位認定願」
  - (2) 単位の認定を希望する本学授業科目とそれに内容が整合する外国の大学等で単位修得した授業科目のリスト
  - (3) 外国の大学等が発行する成績証明書および授業を受けた科目の内容を説明した書類

## (留学終了の手續)

第10条 留学生は、帰国後1ヵ月以内（長期休暇の場合は、この期間を除く。）に次の書類を本学に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「帰国届」
- (2) 外国の大学等が発行する在学期間を明記した書類

(授業料の免除)

第 11 条 留学期間中の本学の授業料は、特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 交換留学をする学生は、留学期間中の本学の授業料を免除する。
- (2) 前号以外の学生は、留学期間中の本学の授業料の半額を免除する。

(留学許可の取消)

第 12 条 留学の許可の取消は、次の各号のいずれかに該当する場合、外国の大学等と協議のうえ本学教授会の議を経て、学長が決定する。

- (1) この規程の定めに従わない場合
- (2) 留学の目的が達成できないと認められる場合
- (3) 傷病その他やむをえない理由により留学を続けることができない場合
- (4) 留学先の定めに従わず、秩序を乱すような行為があった場合

2 前項により留学の許可が取消された場合は、直ちに帰国し本学の指示に従うものとする。

(細則)

第 13 条 この規程の運用については別に定める。

(規程の改正)

第 14 条 この規程の改正は、共立女子大学・短期大学国際交流委員会で検討し、教授会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年度以前に入学した者については、従前の例による。

## 7. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程

(目的)

第1条 共立女子大学院・大学・短期大学に在籍する学生に奨学金を給付することにより、共立女子大学・短期大学留学規程（以下「留学規程」という）に基づく留学および海外研修を奨励し、国際理解を深め国際交流を振興することを目的とする。

(種類)

第2条 国際交流奨学金の種類は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金。
- (2) 前号以外の留学規程に基づく留学奨学金（以下「規程留学奨学金」という）。
- (3) 本学主催海外研修奨学金（以下「海外研修奨学金」という）。

(申請資格)

第3条 交換留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 「交換留学生募集要項」に基づき応募していること。
- (2) 過去に本奨学金を受給していないこと（規程留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は交換留学奨学金の対象外とする）。

2. 規程留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 留学先の大学等に入学許可を得ていること、または入学許可の申請等をしていること。
- (2) 前学期までの本学学業成績が大学・短期大学国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という）の定める一定の値であること。
- (3) 国際交流委員会の定める一定の語学力を有すること。
- (4) 過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は規程留学奨学金の対象外とする）。

3. 海外研修奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 海外研修に応募していること。
- (2) 本学において16単位以上を修得していること。
- (3) 過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または規程留学奨学金を受給した学生は海外研修奨学金の対象外とする）。

(申請時期)

第4条 各奨学金の申請時期は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は交換留学応募時とする。
- (2) 規程留学奨学金は原則として毎年1月末とする。
- (3) 海外研修奨学金は研修応募時とする。

(申請方法)

第5条 各奨学金の申請方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は所定の「交換留学生応募用紙」を国際交流室に提出する。
- (2) 規程留学奨学金は所定の「規程留学奨学金申請書」、「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」、「留学先の大学等が発行する入学許可書または留学先の大学等に提出した入学願書等（写）」、「留学先言語の語学力を証明するもの（写）」および「留学目的・学習計画と将来の展望（日本語）」を国際交流室に提出する。

(3) 海外研修奨学金は所定の「海外研修奨学金申請書」および「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」を国際交流室に提出する。

（給付額および人数）

第6条 各奨学金の給付額および人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は1年間とし、当該学部学科・年度の授業料の半額とする。
- (2) 規程留学奨学金は1年間の場合は当該学部学科・年度の授業料の半額、6ヶ月の場合は4分の1とし、給付人数は前号を含め20名以内とする。
- (3) 海外研修奨学金の給付人数は、各研修の応募人数を考慮し、国際交流委員会で協議する。給付額は各研修1名5万円とする。

（選考委員）

第7条 奨学金給付者の選考は国際交流委員会の定めた選考委員がこれを行う。

（選考方法）

第8条 各奨学金の選考方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除く全ての交換留学生に給付する。
- (2) 規程留学奨学金は留学先を勘案し、協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除くすべての協定校派遣留学生に給付するものとし、提携校派遣留学生および認定校一般留学生は、申請書類および面接（日本語および留学先言語）により選考する。
- (3) 海外研修奨学金は学業成績により選考する。

（決定）

第9条 国際交流委員会が、各奨学金の選考方法に基づき候補者を選考の上、学長に推薦し決定する。

（給付方法）

第10条 原則として渡航前に本人名義の指定口座への振り込みとする。

（返納）

第11条 各奨学金の返納は次のとおりとする。

- (1) 交換留学および規程留学奨学金を受給した学生が、留学開始前に留学を中止した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (2) 交換留学および1年間の規程留学奨学金を受給した学生が、前半の学期終了前に正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。  
前半の学期終了後の場合は、給付額の半額を速やかに学園へ返納する。
- (3) 6ヶ月の規程留学奨学金を受給した学生が、正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (4) 海外研修奨学金を受給した学生が、研修開始前に不参加となった場合は、全額を速やかに学園へ返納する。
- (5) 本条に定めがなく特別の理由がある場合は、国際交流委員会にて審議する。

（報告書の提出）

第12条 受給者は、帰国後1ヶ月以内に所定の報告書を国際交流室に提出する。

（規程の改廃）

第13条 本規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は平成18年10月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年2月1日より施行する。

## 8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 共立女子大学学則第54条、共立女子大学大学院学則第71条および共立女子短期大学学則第60条にもとづき、学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、学部、大学院、短期大学各科に所属する学生のことをいう。

2 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人学生および委託生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 この規程において懲戒の対象となる行為は、次の行為をいう。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為
- (2) (1)の対象とはならないが他者に心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- (3) 本学の教育・研究活動、他の学生の学習を妨害する行為
- (4) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (5) 試験における不正行為
- (6) 本学の学則および規程に違反する行為
- (7) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為

2 前項各号について、別に規程が定められている場合は、その規程にしたがう。

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とし、それぞれの懲戒について以下の通りとする。

- (1) 訓告 学生の行った行為について反省を求め、口頭または書面をもって戒めることをいう。
- (2) 停学 一定期間、通学停止を命じ、自宅で謹慎させることをいう。
- (3) 退学 学生の身分をはく奪することをいう。

(調査委員会の設置および構成員)

第5条 第3条に定める懲戒の対象となる行為またはその疑いとなる行為が発生したときは、学生が所属する学部等の長は、学長にその旨を速やかに報告する。

2 学長は、前項の報告を受けて、調査委員会を設置する。

3 調査委員会の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 当該学生が所属する学部長・研究科長・科長
- (2) 当該学生が所属する学科・専攻・コースの主任
- (3) 学生課統括課長
- (4) 教務課統括課長
- (5) その他、学長が必要と認める若干名

4 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員がこれにあたる。

(懲戒処分の決定)

- 第6条 調査委員会は、当該学生および関係者から事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。
- 2 調査委員会は、原則として当該学生に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 調査委員会は、調査の終了後、調査内容および懲戒処分案を明記した報告書を作成し、学長に提出する。
  - 4 学長は、報告書を受理したときは、教授会または研究科委員会の議を経て、懲戒処分の内容を決定する。

(懲戒処分・通知)

- 第7条 懲戒は、学長が行う。
- 2 学長は、学生および保証人に対し懲戒の種類・内容およびその理由を文書により通知する。

(再調査の請求)

- 第8条 懲戒を受けた学生は、正当な理由があるときは、通知を受けた日から1週間以内に再調査を請求することができる。
- 2 再調査を請求しようとする学生は、再調査請求書を学長に提出しなければならない。

(再調査の実施)

- 第9条 学長は、再調査の必要があると認めたときは、調査委員会に対して再調査を指示する。
- 2 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。
  - 3 学長は、再調査に必要と認める者を調査委員会に加えることができる。
  - 4 再調査の処理については、第6条および第7条の規定に準ずる。
  - 5 再調査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、学長は既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

- 第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

付則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。



## IV 伝達 他

学外からの学生の住所・電話番号等に関する問い合わせには一切応じていません。大学からと偽って自宅や留守宅に住所・電話番号を問い合わせたり、学外に呼び出したりするケースもありますが、本学では、学生を学外に呼び出したり、プライバシーに関する内容を電話で連絡することは行なっていません。不審な電話には、決して応じないよう注意して下さい。

### Web ページアドレス

ページ名称	URL
共立女子学園	<a href="http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/">http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/</a>

### 個人情報の取り扱いについて

本学園では「個人情報保護方針」を制定し共立女子学園ホームページで公開するとともに、学園全体で個人情報保護に取り組んでいます。

入学時及び在学中に本学園が取得する個人情報には次のものがあります。

学籍簿、学生カード、履修状況および成績、取得資格、学籍異動、学費納入状況、奨学金取得状況、健康診断結果、課外活動状況、その他正課および正課外に関する個人情報、進路登録カード、各種報告書、進路届

#### ■ 個人情報の利用目的

取得した個人情報は下記の目的の範囲内において適正に利用いたします。

#### <在学中>

1. 学籍管理、履修支援、成績管理、進級および卒業判定、海外研修および留学、その他教育支援に関する事項（成績管理、出席状況についての保証人への情報開示と連絡を含む）
2. 他校との単位互換協定に基づく学生の相互派遣に関する事項
3. 学外実習に関する事項（教育実習、介護等体験、臨地実習等にかかわる業務）
4. 課外活動、奨学金申請、通学区間や経路の確認、その他学生生活支援に関する事項
5. 健康管理に関する事項
6. 学費納入に関する事項
7. 各種証明書および学生証・学位記発行
8. 本学園からの通知・連絡、学生への連絡（掲示を含む。）
9. 本学園からの保護者または保証人への連絡・通知
10. 教育改善、学生生活改善を目的とした各種資料の作成
11. 教育内容の広報またはPRに関する事項
12. 進路支援に関する事項

<卒業後>

1. 本学園からの情報提供に関する事項
2. 本学園からの依頼に関する事項
3. 卒業生の活動支援に関する事項
4. 在学生の支援に関する事項

■ 共立女子学園後援会への提供

総会関連のご案内のために利用します。

■ 社団法人共立女子学園櫻友会（同窓会）への提供

機関誌の発送、櫻友会主催の事業（行事・講習・催し物）に関する連絡、支部との連絡に利用します。

■ 株式会社ウィズ・ケイへの提供

学園に関わる各種業務のために利用します。

■ 個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、上記以外には、原則として事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

2019 履修ガイド  
共立女子短期大学  
(生活科学科・文科)

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

URL <http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/>

学籍番号

氏名

*kyoritsu*